

CLAIR SUMMARY

海外における行政の動き(98年3月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス、ドイツ、オランダ
- パリ事務所— フランス、イタリア、ベルギー、スイス
ポルトガル、欧州連合関係
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、タイ
ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インドネシア
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア、ニュージーランド
- 北京事務所— 中国

CLAIR SUMMARY NUMBER 029 (July 24, 1998)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財團 法人 自治体国際化協会

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

海外における行政の動き(98年3月号)

- ニューヨーク事務所**— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所**— イギリス、ドイツ、オランダ
- パリ事務所**— フランス、イタリア、ベルギー、スイス
ポルトガル、欧洲連合関係
- シンガポール事務所**— シンガポール、マレーシア、タイ
ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インドネシア
- ソウル事務所**— 大韓民国
- シドニー事務所**— オーストラリア、ニュージーランド
- 北京事務所**— 中国

CLAIR SUMMARY NUMBER 029 (July 24, 1998)

1 ニューヨーク事務所 (1998年1月~3月)

	PAGE
アメリカ合衆国	
(1) 1998年一般教書演説とその評価 (1月)	1
(2) ワシントンDCの税収構造と行財政改革の動向 (1月)	2
(3) アリゾナ州の世代間税金戦争 (1月)	3
(4) カリフォルニア州における全米一厳しい禁煙措置 (1月)	4
(5) 30年ぶりの連邦均衡予算の提出とその評価 (2月)	5
(6) 積極的財政運営に転換する諸州 (2月)	6
(7) 経済危機と通貨下落に苦しむアジア留学生 (2月)	8
(8) 均衡予算と輸送施設等整備法案 (3月)	9
(9) 長期化する日本の不況に対する米国の懸念 (3月)	10
カナダ	
(1) カナダ連邦政府1970年以来初の均衡財政を達成 (2月)	11
(2) オンタリオ州の財産税課税問題 (3月)	12

2 ロンドン事務所 (1998年1月~3月)

イギリス	
(1) 地域開発庁創設の提案 (1月)	15
(2) 地方自治体における女性事務総長の増加 (1月)	16

(3) 民間企業に公立学校運営を委託 — 学校の立て直し (1月)	17
(4) 個人情報の利用に制限 — データ保護法改正案 (1月)	18
(5) 地方自治体の近代化 (2月)	18
(6) 高齢者対策パイロット事業を発表 (3月)	20
(7) 国家福祉制度の見直し — グリーンペーパー発表 (3月)	21
ドイツ	
(1) ヨーロ税務 2002年に実施 — 州蔵相決定 (1月)	22
(2) 公務員1万人ベルリンへ移動 — 首都移転 (1月)	22
オランダ	
(1) 教育水準維持に向け、生涯教育プラン発表 (1月)	23
(2) 海外からの難民受け入れ — 政府、地方自治体に協力要請 (2月)	23
(3) 社会保障手続きの民間委託 — 社会保障補助金制度再編 (3月)	24

3 パリ事務所 (1998年1月~3月)

フランス	
(1) シラク大統領訪印 インドと軍事力強化 (1月)	26
(2) 蔵相、中銀の権限変更法案を準備中 (1月)	26
(3) ジョスパン首相、景気の先行きを楽観 (2月)	26
(4) 国土開発庁、「日本投資クラブ」を設立 (3月)	27
(5) 1997年に記録的な経常黒字 (3月)	27
ベルギー	
(1) 若者向けのヨーロ・キャンペーン開始 (1月)	27
(2) 中小企業のヨーロ導入準備に「ヨーロチャレンジャー」 (2月)	28
イタリア	
(1) 単一通貨導入の鍵は構造改革 (1月)	28
(2) ヨーロ硬貨、イタリアの団柄はコロセウム (2月)	29
(3) 欧州通貨機関とイタリア中銀の間で高まる緊張 (3月)	30
ポルトガル	
(1) ポルトガルのEMU第一陣参加、可能性大 (2月)	30
スイス	
(1) 新マネーロンダリング取締法 (3月)	31
スペイン	
(1) スペインの所得税改革案、3月中にまとまる模様 (3月)	31
欧州連合関係	
(1) 公的債務残高でも圧縮努力要求されるイタリア (1月)	32
(2) 欧州通貨統合、11カ国でスタート (3月)	32

4 シンガポール事務所（1998年1月～3月）

シンガポール	
(1) 寅年にかけるメッセージ（1月）	34
(2) 日本とシンガポール、マルチメディア協力協定に調印（2月）	34
(3) 金融セクターの重視（1988年度予算より）（3月）	35
インドネシア	
(1) 混乱する政治経済（1月）	35
マレーシア	
(1) 海外留学生への奨学金大幅削減（1月）	38
(2) クアラルンプール新国際空港開港の延期に次ぐ延期（3月）	38
タイ	
(1) 観光キャンペーン「アメイジング・タイランド」がスタート（1月）	39
ミャンマー	
(1) ミャンマー向け円借款の再開（2月）	40
ベトナム	
(1) 中国との国境問題（1月）	41
(2) アジア通貨危機のベトナムの影響（1月）	42
フィリピン	
(1) サンディガンバヤン（Sandi gan bayan）（2月）	42

5 ソウル事務所（1988年1月～3月）

韓国	
(1) 地方国際行事続々中止（1月）	45
(2) ソウル市負債 — 為替差損1千億（1月）	46
(3) 慶州「'98世界文化エキスポ」規模縮小不可避（1月）	46
(4) 外国航空会社ソウル路線相次いで運航中断、縮小（1月）	47
(5) 金大中第15代大統領就任（2月）	48
(6) 大邱市外資3億ドル「どうやって返すか」戦々恐々（2月）	49
(7) 今年の経済成長率1%未満、物価上昇率は9%台維持 — IMFと指標数値合意（2月）	50
(8) 今年のGDP規模世界17位に転落（2月）	50
(9) 政府組織改編（2月）	51
(10) 仁川市大型事業つまずく・資金難で地下鉄1号線—松島新都市等事業延期（3月）	51
(11) 4月1日統合麗水市・安城市・金浦市スタート（3月）	52
(12) 1月韓国人海外観光88%急減（3月）	53

(13) 「2002年ワールドカップサッカー」の動き（1月）	55
(14) 金次期大統領ワールドカップサッカー場建設計画再検討指示（2月）	55

6 シドニー事務所（1998年1月～3月）

オーストラリア

(1) 連邦政府公文書の非公開期間の見直し勧告（1月）	57
(2) 技術を持った移民の流入の経済効果（1月）	57
(3) 外部委託の情報公開への影響に対する懸念（1月）	58
(4) 公務員数削減の状況（2月）	58
(5) 共和制の是非を問う国民会議の実施（2月）	59
(6) 政府の産業支援策への疑問（2月）	60
(7) 各州への交付金に関する連邦交付金委員会の勧告（2月）	61
(8) 郵便事業への民間参入を認める勧告（3月）	62
(9) 透明性の一層の向上に向けた自治体法改正（3月）	62
(10) シドニーの社会構造の変化（3月）	63
(11) クイーンズランド州の不動産への日本からの投資の後退（3月）	64
ニュージーランド	
(1) オークランド大停電の波紋（3月）	65

7 北京事務所（1998年1月～3月）

中 国

(1) 国務院第1回全体会議において朱鎔基首相が演説（3月）	66
--------------------------------	----

クレア・サマリー「海外における行政の動き」は、クレアの各海外事務所から、適宜送付されるニュースをまとめて1冊の冊子にしたもので、できる限り最新の情報を掲載することとしていますが、編集等によるタイムラグがあることについてはご容赦ください。

ニューヨーク事務所

アメリカ合衆国

(1) 1998年一般教書演説とその評価（1月）

好調な米国経済を背景に国民の強い支持を受けてきたクリントン大統領は、1月下旬に元ホワイトハウス実習生モニカ・ルウィンスキー嬢とのセックス・スキャンダル及び同嬢への偽証教唆疑惑が明るみになって以来、自身の進退を問われかねない深刻な事態に直面している。同大統領はこれまでも、アーカンソー州知事時代のホワイトウォーター土地開発疑惑、元同州職員ポーラ・ジョーンズ女史へのセクハラ疑惑など数々のスキャンダルで耳目を集めてきた。しかし、今回の場合、これらの事案にかかる参考人に検察に対する偽証を求めたとされる点で、その違法性が取り沙汰されている。1月27日に行われた1998年一般教書演説では、クリントン大統領がこの偽証教唆疑惑に関してどのような発言をするかが注目されていたが、結局この問題には一言も言及せず、米国の社会・経済の安定ぶりを強調し、21世紀に向けた自らのビジョンを提示する戦術で当面の危機を切り抜けた。

今回の一般教書演説でクリントン大統領は、1) 情報化時代に即応した、小さく柔軟性に富む政府の実現、2) 1999会計年度における均衡予算の達成、3) 財政黒字を原資とする社会保障制度の強化、4) 73億ドルを投入した教師10万人の新規採用と小学校低学年におけるクラス規模の削減（平均児童数を18名程度に）、教育減税など教育施策の充実、5) 217億ドルを支出しての児童保護施策の充実、6) 検察官、保護観察官の増員等による青少年犯罪対策の強化及び10代の喫煙に関する法規制の検討、7) 勤労者への職業訓練政策の実施、8) 医療、生物科学研究関連予算の増額と「21世紀研究基金」構想、などを今後内政面で取り組む主要な政策として提示した。全般的に見て社会福祉や教育等の分野を重視した内容となっている。

CNN/USA トゥデー/ギャラップが行った共同世論調査では、大統領の職務遂行能力を信頼する割合が、一般教書演説の前後で66%から78%に上昇している。しかし、議会で多数を占める共和党陣営は、大統領の福祉、教育分野への予算増額の意向に反発しており、「子どもの問題を大きな政府で解決できると考えるのは無意味」と対決姿勢を強めている。また、共和党側は今後発生してくる財政黒字につ

いても、社会福祉ではなく、膨大な連邦債務の償還や減税に充てることを主張している。加えて、今回の一般教書演説で大統領が提唱した新規政策の多くは、たばこ訴訟の和解金を財源として充てることを考えていると言われるが、これに関連する法案の審議は難航しており、たばこ関連企業から多額の政治献金を受け取っている共和党からの激しい抵抗も予想され、目算通りの歳入が得られるかも定かではない。充当財源の問題は残されたままであり、かつ新たな偽証教唆疑惑で自らが政権から追われかねない状況下で、今回示された政策が実施に移されうるかどうか予断を許さない。

（2）ワシントンDCの税収構造と行財政改革の動向（1月）

制約のある自治権とマリオン・バリー現市長の放漫経営により深刻な財政難に陥っているワシントンDCは、全体的な人口減少にもかかわらず、税収そのものは目立った変化がないことが、最近の国勢調査、連邦所得税の課税記録により判明した。

国勢調査データによれば、DCの人口は、1990年以来、約78,000人減少し、現在では約529,000人にまで落ち込んでいる。しかし、連邦所得税で見た場合、税収は1989年の約535百万ドルから95年には556百万ドルと微増を示している。これは、年収45,000ドル未満の所得層が多数DCから流出する一方、年収45,000ドル以上の経済的に豊かな層が顕著に増加してきていることによると見られる（年収10万ドル以上20万ドル未満の層は30.4%増）。

DC自体の税収を見ても、税収全体の25%以上を占める所得税は微増を示し、売上税も安定した税収を確保している。ただ、財産税に関しては、郊外店舗との競争により、DC内の商業地域が衰退していることなどから、著しく減少している。

人口流出の主たる原因是、犯罪の増加をはじめとする生活環境の悪化など、DCが抱える問題そのものに由来している。人口移動の頻度の高さは、納税義務者の補足、地域コミュニティにおける合意形成など様々な面で問題を引き起こす可能性を秘めている。

このように幾多の課題を抱えるDCでは、昨年8月以来、行政部局監督権限が市長及び市議会から、DC財政統制委員会に委譲され、行財政改革が進められている。その一環として、去る12月22日、カミール・バーネット女史（48歳）がDCのシティ・マネージャーに指名され、向こう5年間にわたり、改革の陣頭指揮を取ることとな

った。同女史はテキサス州のダラス、ヒューストン及びオースチンの各都市でシティ・マネージャーを務めた経歴の持ち主で、オースチン市のシティ・マネージャー時代には、市内の石油産業等の衰退から大幅な歳入不足にあえぎ、混乱をきたしていた同市に、行政と行政サービスの効率性・生産性を大幅に高める「総合品質管理」方式を導入し、市を立て直した実績を持つ。

豊富な行政経験を持つバーネット女史の起用によりDCの行財政改革が進展すると期待する向きもあるが、一方で、現在のDCは、政治的・財政的にかってのオースチン市より悪い状況にあり、さらにDCは、彼女がオースチン市時代には経験しなかった人種問題を内在していることなどから、改革の着実な推進は容易ではないとする声も少なくない。

（3）アリゾナ州の世代間税金戦争（1月）

米国において公教育は一般的に特別地方公共団体としての学校区により提供され、これにかかる費用の大半は区域内の住民に賦課する財産税により賄われている。このような状況から、教育成果や税金の使途に関する住民の関心は高く、一方で直接の受益者とならない住民（子供が私立学校に通う家庭や高齢者）の間では、税負担に対する不満も大きい。現在、アリゾナ州フェニックス市の西の郊外にあるダイサート地区では、地域内の退職者が財産税の納付を渋っていることから、地区内の小中学校、高校の運営に支障が生じている。

ダイサート地区では、ここ数年間のうちに3回、新しい学校建設に係る起債が、主に地域内の退職者たちによって住民投票により否決されている。また、それ以上に深刻なのは、過去3年間、毎年のように、学校区の予算が否決されてきたことである。アリゾナ州の学校区の80%は、州政府が各学校区への資金支出を決定するまでの間、地域内の納税者に通常の財産税とは別に、財産税の10%相当額を課し、それを予算に繰り入れることが認められている。

予算の否決により、ダイサート地区は年間1,600万ドルの予算から200万ドルを削減し、音楽、体育そしてスポーツやマーチングバンドなどのプログラムの実施を断念しなくてはならなかった。また、3月10日には、退職者たちがこの学校区から離脱することの是否を問う住民投票も計画されている。平均評価額17万ドル、合計4,500世帯に及ぶ退職者世帯の離脱が実現すれば、学校区の財政に更に深刻な影響を

与えることになる。

地域の退職者たちは、自分たちは大変重い財産税の負担の軽減を求めているだけであり、その意図が誤解されていると主張しているが、学校区の関係者や生徒たちからは、これらの退職者の動きは、自己中心的で、コミュニティの深刻な分裂を招きかねないものと批判の声が多い。

高齢者に対する財産税の負担軽減について、例えばニューヨーク州などでは、1966年以来、65歳以上の高齢者世帯で、年間所得が18,500ドル以下の世帯については、財産税を課税しないこととしてきた。また、同州では今年から65歳以上で年間所得6万ドル以下の世帯については、財産税を45%カットする新しい負担軽減措置が採られようとしている。

国勢調査局のデータによれば、現在、既にアメリカ人の8人に1人は65歳以上の高齢者であり、2030年には現在の2倍の数に達するものと見られている。高齢者たちは収入の大部分を社会保障給付に依存している。65歳以上の高齢者世帯の年間平均収入額は29,280ドルであり、65歳未満の者が世帯主となる世帯の平均収入額は51,921ドルである。1996年時点において、アメリカの高齢者の10.8%は貧困とされるレベル以下で生活しており、18歳から64歳までの者のうち貧困とされるレベル以下で生活している者の比率11.4%と比較しても、ほとんど同水準にある。

公共サービスの提供における受益と負担のバランス、世代間の負担調整は、租税政策上、重要なポイントであり、人口の高齢化が進展していく中、州政府、地方自治体等がこの問題をどのような形で解決していくかが注目されるところである。

(4) カリフォルニア州における全米一厳しい禁煙措置（1月）

カリフォルニア州では、1998年1月1日より、バーやカジノ等での全面禁煙措置が実施され、その妥当性をめぐり論議が沸き起こっている。

これまで、カリフォルニア州は、1994年に二次的喫煙による従業員の健康被害の防止を目的とした規定が労働法に盛り込まれたことを受け、翌年からレストラン、工場及び事務所などでの喫煙を禁止する措置をとってきた。バー、カジノ等については、従業員の健康被害を少なくする換気システムの改善などを見込み、これまで同措置の適用を除外されてきた。しかし、換気システムの改善は進まず、従業員の二次的喫煙も許容される範囲を超えていると判断されるに至ったため、州政府は禁

煙措置をバーやカジノにまで拡大することを決定したものである。

今回の措置により、経営者が一人で店を切り盛りし、従業員がいないバーなど少數の例外を除いて、州内の全てのバー、カジノでの喫煙が違法となる。施行に関しては、州内の地方自治体やカウンティ政府がその責任を負う。取締りには、警察や地方自治体等の保健担当部局が当たることになる。州は屋外アリーナやスタジアムでの喫煙は禁止していないが、そのような場所での喫煙も禁止する地方自治体が出てくる見込みである。また、バー等の経営者には店内における客の禁煙を徹底させる義務があり、この義務を果たさない経営者には、初回\$100、2回目\$200、最高\$7,000の罰金が課される。経営者たちは今回の措置に戸惑いの色を隠せず、禁煙措置による経済的な影響を危惧している。

嫌煙派はバーやカジノでの全面的な禁煙措置を歓迎しており、同様な措置が各州に拡がることを強く望んでいる。一方、喫煙擁護派は今回の州政府の措置は、レストランにおける禁煙措置などと異なり全く不合理なものであり、喫煙者の権利を無視したものであるとして反発を強めており、今後、同措置の撤廃を州政府に働きかけていくものと見られる。カリフォルニア州保健局は、バー、カジノ等での禁煙措置は、時間はかかるが定着していくものと楽観的な見方を示している。

米国では一般に喫煙規制が普及しているが、他州においてこれほど厳しい措置が取られた例はない。ニューヨーク市でも数年前から、レストランや事務所内での喫煙を禁じているが、観光への影響を配慮して、バーなどは禁煙措置の対象外としている。しかし、カリフォルニア州は全ての面で米国社会の動向を先取りする州であるだけに、今後同州並みの規制が他州でも講じられる動きが出てくるものと予測される。

（5）30年ぶりの連邦均衡予算の提出とその評価（2月）

2月2日、クリントン大統領は、1969年以来30年ぶりの均衡予算となる1999会計年度（1998年10月から1999年9月）の予算教書を議会に送付した。予算総額は1兆7330億ドル（対前年度比3.9%増）で、約95億ドルの財政黒字の発生が見込まれている。昨年、議会共和党との間でなされた合意では、2002年までに均衡予算を達成することとされていたが、1993年に包括財政調整法が成立して以降の財政支出の削減、好調な米国経済を背景に予想を上回る歳入が得られること等により、目標より3

年早い均衡予算の提出となった。財政黒字に関して、クリントン大統領はその全額を将来にわたる社会保障制度維持のために留保する意向を示している。

今回の予算案は教育・福祉施策を重視した内容となっており、教育分野では、教員10万人の増員と小学校1～3学年におけるクラス規模の縮小のため、今後5年間で73億ドルを支出する他、50億ドルを投じて5,000以上の大公立学校を新設又は改修することとされている。福祉施策の中では、児童福祉への予算増額が顕著であり、この分野には、児童福祉行政に係る州政府への連邦補助金75億ドル、共働き家庭への税額控除48億ドル、従業員の児童保育に配慮を示す雇用主への助成4億8千万ドル及びヘッドスタートプログラムその他86億ドル等、合計214億ドルが今後5年間に投入される予定である。また、1996年の福祉改革で削除された合法移民への各種福祉サービスのうちフードスタンプの支給に関しては、従来の形に戻すための予算措置がなされている。その他、国立衛生研究所に148億ドル(1998会計年度比8.4%増)の予算をあてるなど生物・医学研究分野等への重点的財源配分が目立っている。

クリントン政権は今後、失業率を5%台前半、国内総生産の伸びを2%程度、消費者物価指数を2%台前半と仮定し、2008年に2,585億ドルの黒字を見込むとともに、今後10年間の財政黒字総額は1兆1千億ドルに達すると楽観的見通しを示しているが、近似的仮定のもとに議会予算局が算出した財政黒字総額6,600億ドルより67%も多く、グリーンスパン連邦準備制度理事会議長をはじめ多くの経済専門家も疑問を呈している。

財政黒字を減税にあてるなどを主張する共和党は、今回の予算案を大きな政府への回帰を目指したものと厳しく批判している。とりわけ教員の増加等、5年間で総額1,060億ドルもの支出を要する新規事業の財源は、その多くを議会の承認を得ていなかったばかり訴訟関連の和解金に求めており、同党からの反発を招いている。現に同和解金の取扱いについては、連邦政府と州政府の配分をどうするかという問題も含め、今のところ特段の進展がなく、今後についても不透明である。

しかし、1999会計年度の予算案が30年ぶりの均衡予算として提示された意義は大きく、この点については一般国民も好感をもって迎えているところである。

(6) 積極的財政運営に転換する諸州（2月）

好調な米国経済を背景とした州財政の好転により、最近、米国の諸州は歳出抑

制策を転換し、積極的財政運営を指向しつつある。

今秋、知事選を控えたニューヨーク州のパターキ知事（共和党）は、4月1日から始まる新年度予算として対前年度比8.5%増の総額716億ドルを提案し、貧困層を対象とした医療費支出の増額、小・中学校教育の充実に係る費用6億ドルを盛り込むなど、福祉・教育分野を重視する姿勢を示している。また、ニュージャージー州のホイットマン知事（共和党）も、教育関連予算5億3千万ドルの増額を含む総額179億ドル（対前年度比5.4%増）の新年度（1998年7月1日-99年6月30日）予算を提案している。その他、アリゾナ州が対前年度比8.4%増、カリフォルニア州が同8.0%増の予算を組むなど、歳出の増大を伴う積極的な予算編成が全米各州に広がりつつある。

過去数年間における全米各州の予算の伸びは、1995-96年4.5%、1996-97年5%となっており、1997-98会計年度では5.5%に達すると予測されている。州予算の伸び率は連邦予算のそれ（1995-98年度で3.4%）を上回っており、1998-99会計年度は、更に伸び率が大きくなると見込まれているが、全米知事会によれば、過去20年間の一般歳出の伸びが平均して6.8%であったことと比較すれば、最近の予算規模の増大は緩やかなものとみられている。

各州の財政支出増大は、教育・福祉関係施策の充実を中心として、一般的に州民から好意的に受け止められているが、一部の納税者団体からは、現在のような税収の増加が今後も続くとは考えられず、徒らに歳出を増大させることは、80年代に経験した財政危機への道を辿ることになる可能性が強いとの批判が出されている。また、州政府レベルでは財政支出の増大とともに、雇用する職員数も増加する傾向が見られる。例えば、ニューヨーク州立大学ロックフェラー研究所の調査によれば、1990年から96年の間に、連邦職員が軍の縮小の影響もあって約11%減少しているのに対して、州政府関係職員は319,000人も増加している。

諸州の中にはミシガン州のように一般歳出の伸びを2%程度に抑えた新年度予算を策定したところもあるが、今秋に集中する州知事選をにらみながら歳出の大幅な伸びを伴う予算案を提出した州が大半を占めている。州政府は元来、連邦政府ほどの債務を抱えておらず、教育や犯罪対策を中心に歳出増大の圧力も強い。米国経済は当面堅調に推移するものと見られているが、一方で、年間の伸び率が3~4%に抑えられ州財政に貢献していたメディケイド（低所得者医療保険）に係る経費が再び増

加に転じる兆しも見られ、今後、各州が積極的な財政支出と財政の健全性をどう両立させていくか腕の見せ所となろう。

(7) 経済危機と通貨下落に苦しむアジア留学生（2月）

昨年来のアジア諸国の経済危機とこれに伴う各国通貨の下落は、米国の各大学で学ぶアジア留学生にも深刻な影響を与えており、多くの学生が経済的理由から学業を中途で放棄し、帰国せざるを得ない状況に追い込まれている。

国際教育協会(Institute of International Education)の調査によれば、現在、米国には458,000人の外国人学生があり、高等教育を受けている学生全体の3%を占めている。このうち57%はアジア諸国の出身者であり、出身国の中位10国中9か国にアジア各国が名を連ねている。国別にみると、日本が46,292人で最も多く、中国42,503人、韓国37,130人と続く。また、同調査によればアジアを含む外国留学生を多く受け入れている米国の大学としては、ボストン大学(4,657人)、ニューヨーク大学(4,491人)、南カリフォルニア大学(4,183人)などが挙げられている。

昨年からのアジア諸国の経済危機で、インドネシアの通貨ルピアが米ドルに対して80%も値を下げたのを筆頭に、アジア各国の主要通貨の半数はドルに対して50%程度値を下げており、この通貨下落は、米国のアジア留学生の学業と生活を直撃している。オハイオ大学では昨秋から今冬の約3ヵ月の間に外国人留学生の12.5%が中途退学しており、そのかなりの部分をアジア人留学生が占めていた。ニューヨーク市でも、ニューヨーク大学やコロンビア大学に在籍する韓国人学生の数が減少傾向にあると言われている。外国人留学生は連邦政府からの金銭的な援助を受けることができず、かつ公立大学の外国人留学生向け授業料はかなり高額なため、アジア留学生たちは、家賃の安い住宅への転居、自動車の売却及び生活費全般の切り詰め等生活防衛に必死になっている。

大学側では、留学生の学業継続を支援するために授業料の支払期限の延長、短期の学生ローン及び授業料の分割払い等の措置を講じており、アルバイトを留学生に優先的に斡せんしている大学もある。銀行などと協力して学生ローンの制度を創設し、同校を卒業したアジア留学生たちにローン資金への資金拠出を呼びかけている南カリフォルニア大学の例も見られる。

米国におけるアジア留学生の年間支出総額は年間30億ドルから40億ドルと推定さ

れ、アジア留学生がもたらす経済的効果は決して小さいものではない。また、留学生の多くは、米国の学生からはあまり人気がない技術、科学分野を専攻しており、大学側にとってはこれらの学部、学科の定員充足という観点からも留学生は貴重な存在となっている。しかし、授業料や定員充足という問題以上に、アジア留学生の減少に伴う大学の多様性の減少、換言すれば米国人学生が異なる文化を持つ学生と交流し、それを理解する機会が減ることこそ重大な問題として受け止められるべきであろう。

（8）均衡予算と輸送施設等整備法案（3月）

3月2日より過去最大規模の財政支出を伴う輸送施設等整備法案に対する審議が開始され、均衡予算との整合性、地域的な影響及び同法案とともに提案される各種修正条項の取扱いなどをめぐり論議が沸き起こっている。

今回提出された輸送施設等整備法案は、道路、橋梁及び地下鉄等あらゆる種類の輸送施設の整備に対し、今後6年間に1,810億ドル以上の資金を支出することを内容とし、1991年に制定された高速道路等建設関連法に代わるものである。高速道路等の建設に係る今後6年間を見越した予算案については、昨年も審議されていたが、議会上院において、政治資金規制を目的とした政治資金改革法案の扱いをめぐって議事が紛糾したあたりを受け、法案審議が延期されていた。

整備予算の総額について、下院は2,180億ドル、上院は1,810億ドルを想定しており、上院ではさらに240億ドル程度の予算積み増しも検討されている。様々な輸送施設等の整備により、昨年成立した均衡予算達成に係る政府と議会の合意により許容される予算額を30億～70億ドル超過する可能性もある。多額の資金を必要とする輸送施設等整備法案は、財政支出を制限し、均衡予算の達成を確実なものにしようとする議員からの反発を招いており、下院のギングリッチ議員（ジョージア州選出）は、財政余剰を高速道路等の建設につぎ込もうとする同法案に反対し「一銭たりとも支出すべきではない」と語っている。

また、今回の法案は支出内容いかんによっては州、地方自治体等の交通網整備に様々な影響を与えることが予想される。ニューヨーク都市圏における最大の関心時は同法案において地下鉄やバスなど大量交通機関の整備にどの程度の予算が割り当てられるかである。ニューヨーク市は毎年大量交通機関の整備に支出する連邦資金

の5分の1を受け取っている。しかし、一部上院議員の間では、バスや地下鉄の整備に係る予算を削減し、高速道路建設予算を増額しようとする動きがあり、これが実現した場合、ニューヨーク市は年間1億ドル以上の補助金を失うものと予測される。連邦からの補助金は、乗客の増加や施設整備への対応に費用がかかる一方で都市圏交通局(MTA:Metropolitan Transit Authority)の路線建設資金が底をついているという状況を考えた場合、ニューヨーク市にとって非常に重要なものとなっている。ニューヨーク州選出のダマアト上院議員（共和党）は、同法案への修正条項を提出し、大量交通機関整備予算の削減阻止と、今後5年間で50億ドルの予算増額を図ろうとしている。

今回の法案には200を超える修正条項が提案されているが、その中には煤煙規制の実施延期、高速道路等に係る連邦資金の10%を、人種的少数派や女性が運営する事業のために留保するアファーマティブ・アクション（少数人種・女性等に対する積極的優遇措置）の廃止及び連邦労働法の規制対象から連邦による交通機関整備事業を除くことなどが含まれている。これらの修正条項を提案した上院多数派の共和党は、輸送施設等整備法案を利用して以前からの懸案事項の処理を図っていると言われており、これに反対するホワイトハウス（行政府）との対立は必至とみられている。

（9）長期化する日本の不況に対する米国の懸念（3月）

立ち直りの兆しを見せない日本経済について、4月3日、クリントン大統領は日本は真に経済の回復を図ろうとするなら、明らかに不十分な既存の政策を見直し、方針転換を行わなければならないとの声明を発表した。同様な声明はこれまでルービン財務長官から繰り返し出されていたものであるが、今回の大統領の声明はこれを強調するものであり、長期不況に陥った日本経済に対する米国の強い懸念を示すものとなっている。

米国はこれまで日本に対して大幅な減税と公共投資の増大による景気刺激策の実施を要請しており、日本がこれまで採ってきた経済政策には必ずしも満足していない。米国内では、不況長期化に伴う日本の金融機関の更なる破綻、それが米国株式市場にまで影響を及ぼすことへの懸念が広がっている。また、既に多くの米国企業がアジア向け輸出の明らかな減少を報告するとともに、日本経済がこれ以上

に悪化すれば、東南アジアや韓国の場合以上に深刻な経済危機に至るとの認識を示している。

3月26日に日本政府が打ち出した1,240億ドル（約16兆円）を超える過去最大の経済対策についても、米国内の論調は懐疑的である。3月31日付けのUSA トゥデー紙は、今回発表された日本の景気刺激策について、「過去度々行われてきた公共事業中心のものであり、建設会社の株価維持や金融機関の財務諸表の改善に役立つことはあっても、本質的な経済成長にはつながらない」との厳しい見方を示している。また、3月29日付けニューヨーク・タイムズ紙も「1,240億ドルの経済活性化政策もタイミングや中味は不透明」とし、その効果を疑問視している。

日本の経済不況の長期化・深刻化、それに伴うアジア経済の回復の遅れが連鎖的に米国経済に打撃を与えかねない現状は、米国内で極めて深刻に受け止められている。

カナダ

（1）カナダ連邦政府1970年以来初の均衡財政を達成（2月）

カナダ自由党政権は、1993年11月総選挙に勝利し、当時の進歩保守党政権より420億ドルもの赤字財政を承継して以来、徹底的な緊縮措置を講じてきたが、その厳しい努力が実り、今回ほぼ30年ぶりの財政均衡を達成することとなった。

2月25日、ポール・マーティン財相より連邦議会に対して1998～99会計年度（98年4月1日～99年3月31日）予算並びに財政計画が提出されたが、これによると1997～98年には当初約170億ドルの赤字が見込まれていたが、今回の実績見込みでは収支とも1,470億ドルで均衡するものと見込まれており、また新年度（1998～99年度）は歳入1,510億ドル、歳出1,480億ドルで30億ドルの黒字、但し同額緊急予備費として計上されているため形式的には収支均衡の予算となっている。

カナダは1960年代までは比較的安定した財政状況にあったが、70年代に入ってから赤字予算となり、かつ年々赤字額が増大し、93年秋自由党が政権を担当した当時は史上最高の420億ドルの赤字を抱えていた。94年度も赤字は増大し、95年2月にはアメリカの経済紙ウォールストリート・ジャーナルより「カナダは最早第三世界の一員（先進国というより発展途上国並み）である」と酷評されるほど悪化していた。

そうした中でジャン・クレティエン政権、とりわけマーティン蔵相は徹底した歳出カットや職員数の削減に取り組んできた結果、それまで世界でも最高水準にあった社会保障制度にまでも切り込みがなされ、医療保険や福祉、教育の厳しい削減は国民生活に痛みをもたらすこととなつたが、こうした行財政改革の努力と最近の経済の好転に伴つて、アメリカ合衆国と同様今回予定より早い財政均衡を達成することとなつた。

新年度予算は、10万人の大学生に今後10年間年額2,100ドルを交付する奨学基金の創設が目玉事業として組み込まれるなど、久し振りに前向きの予算措置が講じられているが、しかし、カナダはアメリカの2倍近い8.9%の失業率を抱えているほか、病院の閉鎖や看護婦の減員措置が継続されるなど未だ厳しい事態にあることには変わりがない。経済が再び暗転すれば赤字財政に転落する可能性も強く、かつ巨額の財政赤字（負債）を抱えているため決して楽観は許されないが、ほぼ30年ぶりに均衡財政にこぎつけた自由党政権、なかんづくマーティン蔵相の評価は極めて高いものがある。

（2）オンタリオ州の財産税課税問題（3月）

教育に係る主要な財源となる財産税について、オンタリオ州政府はこれまでの財源配分の方法を改め、住民から得る財産税は教育財源に充当せず、事業者から得る財産税のみを教育財源として市町村から教育委員会に移転することを発表した。また、課税物件の評価については、州全域での一斉評価の実施と評価事務の市町村へ移管する意向であることが示された。さらに、同州政府は、課税についても居住用財産に係る財産税についてはオンタリオ州内で統一した税率により課税し、商業用及び工業用財産については現行の課税水準を継続する方針である。

トロント市としては、今回の教育財源に関する州政府の一貫した施策により、居住用、商業用・工業用財産税の教育財源に関する税率は、州内で統一した評価及び税率で課税されることを期待してきた。それは、現在のトロント市の財産税率が周辺の都市よりも高く、北米の他の都市とも比較してかなり高額な負担となっているという現実があり、企業立地及びそれに伴う雇用の確保には不利な状況に置かれていたからである。そのために統一税率が導入された場合においては、商業・工業用財産税は、試算では約300万ドルの減税が予想され周辺自治体との企業立地につい

ての競争力を増すという効果が期待されていた。しかし、州政府は商業・工業用財産については現行の税率を維持する方針であるため、結局はトロント市の商業・工業用財産税率は周辺自治体より約29%の高額負担を強いられることとなる見込みである。

かねてから、トロント市の事業の周辺自治体への流出や雇用の場の確保のため市の商業団体などと連携して州政府に対して統一税率を要請していた市は、福祉事務の移転による負担超過問題と共に財産税問題でも州政府に重い課題を投げかけられることになった。しかも、州政府の今回の財産税の課税問題に当たり、イーブス大蔵大臣は「トロント市の問題は、過去何年にもわたり、問題のある事業計画とそれに伴う無責任な支出を行ってきた結果により生じたものである。」との発言を行っている。

一方、ラストマン市長は、今回の措置に関して「州政府は公共の敵ナンバー1である」として州政府を批判すると共に、今回の措置が、いわゆる現政権の基盤の強い周辺自治体の得票を温存するためのものであり、新生トロント市に対する攻撃であると非難している。

イーブス大蔵大臣は、市の経費節減の努力の結果によつては、その削減額に見合う税率の軽減を検討すると語っており、今回の措置は暫定的であり州政府の財政均衡化措置が完成する2000年以降には税率の軽減を検討するとしているが、新生トロント市は、その誕生から州政府と市町村の権限委譲に伴う負担及び財産税の課税負担で二重の負担を負うことになった。

また、旧トロント市は、1940年代の価格に基づいて1953年に実施して以来、評価替えを行つておらず、今後実施される評価替により、評価価格の高騰が予想されている。実際の税負担は、4月以降に決定予定の市の必要予算規模により計算されるため、これら一連の措置による実際の影響は未だ明確にされていないが、2月末に市当局から昨年の予算総額に基づく暫定税率が居住用では1.24%との発表があり、これにより州政府からの評価通知書による評価額を下に暫定税額が予想されることになった。しかし、最終の課税額は、1998年の市の予算が現在固まつてないことや、今回の課税調整措置で8年間の段階的調整期間が認められることにより未だ流動的である。

いずれにしても今回の措置が、州全体の財産税の課税の公平を求めるためになさ

れた措置であるにもかかわらず、トロント市と周辺自治体との課税水準の関係やトロント市内部での評価水準の公平維持に問題をはらんており、今後の調整が注目される。

ロンドン事務所

イギリス

(1) 地域開発庁創設の提案（1月）

労働党政府は、昨年12月10日に地域開発庁(Regional Development Agency(RDA))構想のホワイトペーパー(提案)「繁栄のためのパートナーシップ」を発表し、イングランド地方に地域別に9つのRDAの設立を提案した。労働党は、長い間この政策を温めており、1992年要綱で運営のための公選制議会を上部に置いた地域機関の創設を提案していた。

労働党政権内の議論では、RDAは職務、目的面で2つの異なる見解に分かれている。一方は、地方自治体関係者が主張するもので、RDAは地域計画の策定、地方産業、サービスの分担等の指導を行い、地域の地方自治体で中心的な役割を果たそうとするものである。他方の立場は、通商産業省が主張するもので、RDAの最重要目的は経済開発の促進というものである。RDAは、地域レベルで様々な活動を行い、多くの公的または私的組織の企画立案、研修、内部投資など活動の調整と促進に携わるべきである、という。従って、こちらはビジネス主導を求めている。

なお、イングランド地方では、RDA設立の前提となる地域の一体性という点に関して、地域的な温度差が存在している。例えば、イングランド東北部では以前から一体感が強く、既にRDA設立に向けた協議会が設立されている。しかし、そのほかの地域の地方自治体では、そのような動きが見られず、地域政策を話し合う任意の協会や協議会は存在しても正式な権限を有していない。

その他に、政府がRDAを設置しようとする要因としては、欧洲連合(EU)からの支援を受ける経済開発が挙げられる。EUでは、統合に向けて経済格差をなくすために、EU構造基金による地域的な経済開発の支援を行っている。そのEU構造基金の受け皿としてRDAのような地域単位の存在が必要とされている。

政府は、RDAの創設については、1994年に前保守党政権が設置した10の政府地域総合事務所(Government Offices for the Regions)を引き継ぐことを考えている。ホワイトペーパ

一によると、ジョン・プレスコット副総理兼環境・運輸・地域相は、RDAの運営のためにその上部組織として公選制議会を導入する可能性を示した。しかし、現段階では任命制議会を導入し、公選制議会については次期政権の適当な時期に立法措置を取ることを検討している。

この提案に対する地方自治体の反応は、RDAへの発言力の低さに不満が出ている。各々のRDAでは約90の地方自治体を管轄することになるが、その議会の議席12～15に対し、地方自治体関係者への割り当てが4議席ほどしか予定されていない。このため、地方自治体協会(LGA)は、巻き返しを図るべく、下院の専門委員会へのロビー活動を続けていく。

RDAの設立は、地域の地方自治体を代表する地域機関になるか、あるいは、経済界主導の開発機関になるかは、今後の議論によるところである。

(2) 地方自治体における女性事務総長の増加（1月）

イギリスの地方自治体の最高事務職務である事務総長(chief executive)に、女性が就任する例が増えている。7年前、事務総長職には4人を数えるだけであったが、現在、40人に近づいている。これは地方自治体の1／10に達するものである。ある新聞の記事は、次のようにこの事実を評している。「多くの平凡な男性事務総長は見たことはあるが、しかし、平凡な女性事務総長はない。」という。ローズ・ウィーラー女史 Rose Wheeler、地方自治体事務総長協会(Society of Local Authority Chief Executives (SOLACE))会長は、「女性の質は高い。そこで、我々は事務総長職を満たすためにもっと人材を捜すべきである。」という。

これらの女性は、職務を遂行するにあたり共通した手法を有している。それは十分な意思の疎通と協調に基づいているということである。こうした新鮮な手法が、地方自治体の運営方法に変革をもたらしつつある。

例えば、ロンドンのランベス区 Lambeth の事務総長であるヘーザー・ラバッツ女史 Heather Rabbatts は、この手法で長く腐敗に支配され、住民には非常に悪い印象があった区行政の

改善向上に大きな効果を上げ、現在、構想中の公選制ロンドン市長候補として名前を挙げられているほどである。

また、シルビー・ピアース女史 Sylvie Pierce は、ドックランズ Docklands とキャナリーウォーフ Canary Wharf の中心であり、また、イギリスで最も貧困の中心でもあるロンドンのタワー・ハムレツ区 Tower Hamlets の事務総長である。女史は、行政区の貧困はドックランズの富により解決されるものと自らの職務を認識している。具体的には、ドックランズに立地する多くの企業の支援により地域住民への職業訓練と雇用を用意し、富を拡大させている。

ジュディス・ハント女史 Judith Hunt が (Local Government Management Board(LGMB)) の事務総長であるように、全国組織のトップを占める女性もいる。さらに、地方自治担当大臣ヒラリー・アームストロング女史 Hilary Armstrong が証明するように、女性は高位の政治家の間でも増加している。昨年5月1日の総選挙の結果は、政権与党である労働党で101人の女性が国会議員に選出された。また、トニー・ブレア内閣には5人の女性閣僚があり、政府内の役職にはもっと多くの女性が就任している。

(3) 民間企業に公立学校運営を委託 — 学校の立て直し (1月)

政府は、6日、教育改革の一環として、質が低下している公立学校の改革を目指し、実質的に民間企業に学校の運営を委託する計画を発表した。計画では、それぞれ20校前後を管轄する25の「教育アクションゾーン」を設け、このプロジェクトに参加して地元企業に教育課程や教師の給与・待遇などの決定権を与えるもので、この成果を次世紀の教育制度の骨写真づくりに生かしたい意向である。ブラッドフォードで開かれた北イングランド教育会議で、この計画を明らかにした政府学校効率部会のマイケル・バーバー座長によると、政府と民間からそれぞれ年間25万ポンドの拠出が見込まれている。

公立学校の改革に民間の力を導入する政府の方針に対し、教員組合は教育が企業利益の追求の犠牲になりかねないと警告した。また、地方自治体協会は、地方行政から教育の権限を奪い、自治権の崩壊につながると批判している。

教育産業界では、3年から5年の短期契約に関心を示す企業が既にでている。そのうちの1社で私立学校を運営するノード・アングリア社のケビン・マクニーニー会長は、公立学校運営への参画は同社の念願だったと述べて計画を評価すると共に、「妥当な運営費」を求める考えを示した。

(タイムズ、英国ニュースダイジェスト)

(4) 個人情報の利用に制限 — データ保護法改正案（1月）

政府は、15日、民間企業や公的機関の保持する個人情報の開示及び使用禁止を求める権利を、本人に認めるデータ保護法改正案を提出した。改正法が成立すれば、ダイレクトメールの受け取りも拒否できるようになる。

ただし、報道機関については、改正で活動に支障をきたすことを恐れた業界の圧力により、表現の自由の観点から取材や情報の公表が公共の利益にかなうと判断された場合には、法の適用外となる。法改正が成立すれば、報道機関に対する活動禁止の裁判所命令は、今以上に少なくなると見られている。

このほか、国家の安全保障、犯罪の防止と探知、納税、心身の健康に関する情報も適用外となる。例外を認めたことについて、警察や税務署など公的機関に対する調査が実施できない、コンピュータで複数機関の個人情報を組み合わせる最新技術の悪用を防ぐことができない、などの批判が出ている。

同法に違反した場合、5千ポンド以下の罰金及び被害者への賠償が課せられるが、法の執行には煩雑な訴訟手続きが必要となる。

(英国ニュースダイジェスト)

(5) 地方自治体の近代化（2月）

ブレア労働党政権が誕生して以来、様々な改革が行われているが、その1つに地方自治体を中心とした地方民主主義の改革がある。その一環として、昨年9月にスコットランドとウェールズにそれぞれ議会を設置する是非の住民投票が問われ、賛成の結果に基づき1999年5月には第1回の選挙が行われることになっている。また、今年5月にはロンドンに公選制

市長を設置するかどうかの住民投票が行われることとなっている。今月、環境・運輸・地域省は、地方自治体の近代化に関するグリーンペーパー(政策協議書)を公表した。この文書は、地方行政の民主的なあり方や住民参加について問題提起を行っている。これらの度合いを測る最も簡単な目安となるものには、地方議会の投票率があるが、イギリスにおいては現在全国平均で約40%であり、国政選挙の投票率に比してその低さが指摘されている。

そこで、グリーンペーパーには、4つの基本的な問題が提起されている。

- 1 地方議員はどのように選出されるべきか。
- 2 地域社会による行政への参加はどのように促進されるべきか。
- 3 地方議員は今後どのような役割を担うべきであり、そのためには、地方議会がどのように再編成されるべきか。
- 4 地方議会は地域社会でいかにリーダーとしての役割を果たすか。

上記1番的回答として、例えば、ニュージーランドのように郵便により投票を行った結果、従来よりも20%投票率が上がった事例がある。また、投票する機会を増やすために、スーパーマーケットのように有権者がよく行く場所に投票所を設けることも検討対象の一つとされている。

地域住民を行政の意思決定に参加させる手段としては、すでに多くの地方自治体で色々な試みが行われている。例えば、バーミンガム市では、予算編成に際し住民との対話を手法を採用している。今年は、3ヶ所で住民との対話が行われた。出席者は、議会のリーダーや事務総長、次長、財政部長で、また、野党側からも出席していた。会合は、ビンゴホールや、レジャーセンターなど住民が参加しやすい場所で開催され、市民がどのような分野により多くのサービスを求めるのか、どのくらい税金を支払うのか、削減されるサービスは何かなどを説明する機会になっている。

また、ロンドン・バラのハマースミス・フルham区では、議会の中から執行権を有する市長を選任し、市長は、地方自治体の各業務に責任を持つ副市長を指名して執行機関を構成するという「キャビネット制」の導入を検討している。

政府は今回のグリーンペーパーをもとにさらに論議、検討を進め、今後の立法へ向けて準備することとしている。

(6) 高齢者対策パイロット事業を発表（3月）

年金受給者(男性65歳以上、女性60歳以上)の割合が2031年までに人口の4分の1を占めるイギリスにおいて、高齢者問題は政治的争点の一つとなっている。

そこで、高齢者に対する公共サービスを向上するための新たな取り組みが、中央政府によって始められた。実施主体は地方自治体で、ボランティアセクターや他の関連団体(例、警察)とのパートナーシップによって実施される見通しである。

この事業の概要は次のとおり。

- ・高齢者の権利についての情報提供
- ・高齢者サービスについての高齢者自らの発言権の強化
- ・サービスを受ける手続きの簡素化
- ・関連機関の横の連絡強化及びワンストップショップ(身近な所でのサービス提供が可能となる)の導入
- ・地域への貢献機会の提供

パイロット事業は、28の地方自治体において上記の事業の組み合わせにより実施される。

特に、関連機関との連絡強化という点では、中央政府、エイジエンシーなどとの協力により、よりコストパフォーマンスの高い事業のモデルケースとなる見込み。サービスの提供という点において、「ベストバリュー」と同様の観念を導入している。

これらのパイロット事業は2年間実施され、その事業実績は先進事例集として公表される。

なお、この事業の一環として内閣府では、高齢者の法的権利(例えば、介護、年金、住宅、治安、旅行等)を簡単に説明した「パスポート50歳以上:法律のガイドブック」を作成している。

(7) 国家福祉制度の見直し－ グリーンペーパー発表（3月）

政府は26日、障害者手当の見直しや社会保障手当の不正受給取り締り強化などを柱とする福祉改革グリーンペーパーを発表した。

政府案は、「搖りかごから墓場まで」で知られる戦後確立された国家福祉制度を根本的に見直すもので、福祉依存の体質を改め、国民が可能な限り就労して家族を養うとともに、老後に備えて貯蓄するように奨励することをねらいとしている。

グリーンペーパー「我が国の新しい目標：福祉の新しい契約」の概要は、次のとおりである。

(障害者手当)

疾病や障害が軽度の場合は、可能な限り就労を奨励する。年間総額80億ポンドに達する就労不能者手当の給付審査を厳格に行う。また、障害者に対する生活保護、介護手当の見直しを行う。

(手当不正受給者の取り締り強化)

虚偽の申請による不正受給が年間40億ポンドにのぼるなかで、従来の煩雑な処罰手続きを簡素化し、不正受給者には福祉事務所がその場で罰金を科する。

(国民年金)

物価スライド制を当面維持する。長期的には民間の個人年金への加入を国民全員に義務づける。

(児童保護局改革)

児童保護局の改革として、「不在の親」からの養育費取り立てを強化する。

グリーンペーパーの発表に当たり、フランク・フィールド福祉改革担当閣外相は、障害者手当は収入に関係なく支給され、就労不能手当の基準改正は現行の受給者には適用されないことを明らかにした。

（英国ニュースダイジェスト）

ドイツ

(1) ユーロ税務2002年に実施 — 州蔵相決定(1月)

22日、ボンで開催されていた州蔵相会議は、欧洲通貨統合による州の納税申告を2002年から実施するとの決議を採択した。

同会議に先立って、国内の主要経済団体は、ユーロによる納税申告を通貨統合開始の1999年から実施するよう要請していたが、蔵相会議では「国の全金融・行政機関および企業がユーロによる業務を一斉に開始すると、些細な誤算が大きな経済混乱に発展する危険性がある。」との判断を示していた。

これに対し、レックスロート連邦経済相は、「フランスやベネルクス3国などの隣国が一斉に開始するユーロによる税務をドイツが行わないことは、ドイツ当局の無能を証明するようなものである。」と決議を厳しく批判し、再検討を促した。

会議では、この他、経済力の強い州が弱い州に税収の一部を供与することを定めた財務調整規定に関して、「供与州」のバイエルンとバーデン・ヴュルテンベルクの2州が「調整額が大きすぎ供与州の財政を圧迫している。」として新基準を設けるよう訴えた。また、2州は、規定が変更されなければ連邦憲法裁判所への提訴も辞さないとしているが、調整金の8.7%を受給している旧東ドイツ5州の経済状況を考慮し、同問題は次期会議まで持ち越されることとなった。

(ドイツニュースダイジェスト)

(2) 公務員1万人ベルリンへ移動 — 首都移転(1月)

28日の閣議で、オスヴァルト連邦建設相(キリスト教社会同盟:CSU)は、首都移転に伴つて、ベルリンへ移転する連邦公務員と職員の数は1万5百人程度におさまるだろうとの構想を発表した。6,500人これは、連邦政府及び議会の移転に際し、1万7千人の連邦省庁関係職ポストが首都へ配置転換されることへの緩和策である。首都移転委員会代表を務める同建設相によると、転勤が特に困難と思われる6千5百人に対しては、省内での配置換えと、

ベルリン及びフランクフルトからボンへ移動する他省庁との人事交流を行うことで、ボンに在留できるように図る。ベルリンに全面移転する連邦首相府、連邦議会及び大統領府の関係職員のうち350人は、移転が完了する2005年までにボンの他の省庁に移動できるようにするという。

首都移転費用について建設相は、1999年下半期までに明示するとしているが、現在、9億5千万マルクと見積もられる移転人件費の削減は可能であるとの見解を示している。しかし、人件費削減のために希望退職制度を導入するかどうかについては明言を避けている。

(ドイツニュースダイジェスト)

オランダ

(1) 教育水準維持に向け、生涯教育プラン発表（1月）

政府は、29日、「生涯教育プラン」を発表し、同国の高い教育水準を引き続き維持する意向を明らかにした。

このプランは、コック首相が提案し、経済省、社会労働省、文部省の各大臣が参画してまとめたものである。義務教育開始年齢の引き下げ（現行の5歳から4歳へ）、卒業証書の取得義務付け、教員に対する定期的なリフレッシュ教育の強化、被雇用者が新しい知識や技術を修得するための機会拡大、といった内容が盛り込まれている。

プランの実施には、年間6～10億ギルダーの予算が必要とされている。ワイエルス経済相は「人材は最も重要な経済資源」と語っており、産業界にも人材育成のために年間30～40億ギルダーを投資するように求めている。

これが実現すれば、国民は今後、学校を中退したり、就職後は勉強せず安穩と過ごすといったことができなくなる。プランではまた、求職者や生活保護を受けている母子家庭の母親を対象に、再教育の機会を拡大する方針である。

(欧洲ニュースダイジェスト)

(2) 海外からの難民受け入れ — 政府、地方自治体に協力要請（2月）

内閣は、近年増加している難民の受入について、国として限界に達していることを理由に、

これまで自主的協力に留まっていた地方自治体に積極的な受入を要請する。シュミツツ法務長官は、11日に第2院で「すべての難民を公平に受け入れるための施策」を提出した。この提言に従い、内閣は地方自治体に対して可能な援助を速やかに申し出るように要請する予定であるが、地方自治体側からの反発の声が上がっている。

オランダに流入する難民は、97年に3万8千人に達し、今年中には4万人を超えるものと見られているが、受入施設は不足しているのが現状である。現在のところ、2,000人の難民がホテル滞在を余儀なくされている。難民の受入れを担当している中央機関は、今年4月1日までにさらに4,000人分の受入れ場所が必要であり、地方自治体には難民がキャラバン生活をするための土地を提供してほしい、としている。

オランダでは、難民受入れの費用として、国家経費から難民1人当たり年間3万ギルダー、総額12億ギルダーを計上しており、98年中にさらに数億ギルダーが見積もられている。

(欧洲ニュースダイジェスト)

(3) 社会保障手続きの民間委託 ー 社会保障補助金制度再編（3月）

メルケルト社会事業相およびデ・グラーフェ社会事業国務長官は、次期内閣での社会保障補助金制度再編に関する修正案に同意した。この修正案は、補助金支給の認定は政府が行うが、支払いなどの手続きは民間の機関に任せることを軸に据えられている。

これまで、全国社会保障機関(Lisv)が独占的に社会保障金を受給している企業や団体との管理や総務を担当してきた。修正案が成立すれば、現在、半官半民で失業手当や職業不能な人に対する手当を支給している業種別の各関係機関が直接、企業や団体などの対応に当たることになる。また、これまで職業安定所だけが担当していた失業者への職場斡旋サービスも始める。

ただし、内閣は、就職活動を十分にしていない失業者に対する補助金の減額など、微妙な判断が求められるケースで、各機関の間で対応の基準となる就労不能保障法の取り扱いが整合しないことを懸念し、新しく政府による監視機関を設置する計画も検討中である。同

機関を通じて、補助金支給を認可する権限を政府にとどめたい意向である。同案は近く閣僚会議で討議される予定である。

(欧洲ニュースダイジェスト)

パリ事務所

フランス

(1) シラク大統領訪印 インドと軍事力強化（1月）

シラク大統領は1月26日、公式訪問先のインドで、フランスとインドの間で「軍事協力高等評議会」を設置し、軍事問題での強力を深める方針であることを明らかにした。インド国防軍の幹部級が2月中にフランスを訪問し、詳細を詰める。1995年に仏民営戦闘機メーカー、ダッソーがインドの敵国であるパキスタンとの間で、戦闘機、ミラージュ2000の納入に向けた交渉を進めたことで、インドとフランスの二国間関係は冷却化していた。しかし、シラク大統領は26日、パキスタンへの戦闘機輸出を公の場で否定し、インドとの軍事協力を強化する意向を明らかにした。これによりフランス側では、戦闘機、ならびに民生用航空機のインドへの輸出に弾みがつくものと期待している。一方、インドの側では、国連安保理常任理事国入りに向けてフランスの指示を得ることと、技術レベルを中心とした欧州との関係強化が期待されている。

（フランスニュースダイジェスト）

(2) 蔽相、中銀の権限変更法案を準備中（1月）

ストロスカーン蔽相は現在、ユーロ導入を控えてフランス銀行（中銀）の権限を変更する法案を準備中である。これは、1999年年頭に予定されるユーロ導入を前に、金利政策、通貨政策、外貨準備とその管理などの権限が将来の欧州中銀に移管されることに伴う技術的な変更に過ぎないが、フランスでは3月15日に州議会選が予定されていることもあり、左右両陣営に根強く存続するユーロ反対派を刺激する恐れもある。ストロスカーン蔽相は法案を欧州通貨機関（EMI）に内示した上で、州議会選後に国会に上程し、5月2日のEUサミット前までに可決したい考えである。

（フランスニュースダイジェスト）

(3) ジョスパン首相、景気の先行きを楽観（2月）

ジョスパン首相は2月12日、民放ラジオ局、ユーロップ1とのインタビューの中で、財政赤字の抑制を続けつつ、可能な限り高い経済成長率を実現することを目標に、経済政策を遂行する意向を表明した。首相は、単一通貨、ユーロの導入には財政赤字の抑制が条件となるが、これ

は高い経済成長率の達成と矛盾するものではないとした上で、1998年には財政赤字が国内総生産(GDP)の3%以下にまで圧縮され、経済成長率も3%に達するとの見通しを明らかにした。一方、現在300万人に達している失業者数については、数ヶ月前から失業者数の増加には歯止めがかかっており、今後は徐々に減少に向かうと考えている、と述べた。首相はまた、景気の先行きに対する信頼感が広がっており、よい方向に向かっているとも語った。

(フランスニュースダイジェスト)

(4) 国土開発庁、「日本投資クラブ」を設立（3月）

国土開発庁(DATAR)はこのほど、日本からの投資誘致を目的に「日本投資家クラブ」を発足させると発表した。これは、日本の投資家を支援し、フランスの行政機関とのパイプ役を果たすというもので、フランスに進出した日本企業のために、専用の電話相談窓口が設けられる。同クラブは、日本側代表として東レの前田会長が、フランス側代表として仏電力公社(EDF)のアルファンデリ総裁がそれぞれ就任する。日本の対仏投資は1990年に12億ドルに達したが、その後は円安と日本経済の低迷が原因でおおきく減少し、現在は年間5億ドル程度となっている。

(フランスニュースダイジェスト)

(5) 1997年に記録的な経常黒字（3月）

経済・財政省は3月13日、1997年の国際収支状況を発表した。これによると、経常収支は2,330億9000万フランの黒字となり、前年の1050億フランを大きく上回った。また、経常黒字は国内総生産(GDP)の2.9%に達した。

このうち、貿易・サービス収支は2650億フランの黒字を記録した。一方、所得収支は対外直接投資の収益が伸びたことが主因となり、240フランの黒字を記録した。逆に、経常移転収支は559億フランの赤字を記録、赤字幅は前年より110億フラン増加した。

(フランスニュースダイジェスト)

ベルギー

(1) 若者向けのユーロ・キャンペーン開始（1月）

ベルギーの経済省は1月15日、ユーロ庁とともに若者向けのユーロ・キャンペーンを開始する。

ベルギーは、EU加盟国内でもユーロ導入準備が最も進んでいるが、年内には高齢者向けのキャンペーンもスタートする。また、ユーロ導入に関するパンフレットがアラビア語などの外国語に翻訳されるほか、「ユーロバス」が各地を巡回し、ユーロに関する情報を提供する。98年にはユーロ・キャンペーンに1億ベルギーフランが投入されるが、ベルギーと欧州委員会が50%ずつ負担することになる。

(フランスニュースダイジェスト)

(2) 中小企業のユーロ導入準備に「ユーロチャレンジャー」(2月)

ユーロ導入まで残すところ300日あまりとなったが、中小企業や自営業者の対応の遅れが指摘されている。ベルギーでは、ピックステン中小企業相が、「中小企業—ユーロ」という省察グループを設置し、中小企業や自営業者へのユーロ導入のインパクトを検討してきた。その省察の成果とも言うべきデータバンク、「ユーロチャレンジャー」(仏、蘭、英の3ヶ国語)が2月13日からインターネット上にお目見えする。ユーロ庁やBBL(銀行)などの協力を得て作成された「ユーロチャレンジャー」では、ユーロに関する会計、税務、法律といった種々の問題が質疑応答形式で、実例を交えながら簡単に学習できるようになっている。また、各企業の必要に応じたユーロ・ファイルが作成できる。なお、「ユーロチャレンジャー」は、フロッピー・ディスクの形でも無料で入手できる。

(フランスニュースダイジェスト)

イタリア

(1) 単一通貨導入の鍵は構造改革(1月)

1月22日にパリで開催された「エクスパンション」誌主催の経済フォーラムに出席したエコノミストは、欧州単一通貨導入の成功は労働市場の構造改革にかかっていると強調した。将来の欧洲中銀総裁として有力視されているドイセンベルクEMI(欧洲通貨機構)総裁は、財政引き締めと賃金抑制の重要性を強調し、ユーロ導入によりEU諸国の経済問題が一举に解決されることを期待するのは誤りであり、むしろ労働市場の規制緩和と賃金抑制、財政引き締めなどによりインフレ防止を図らなければ欧洲中銀は金融引き締め政策を行わざるを得なくなり、これが一時的

にせよユーロ圏の経済や雇用にブレーキをかける恐れがあると警告した。

またゴールドマン・サックスのガヴィン・デーヴィス氏は、アジアの金融危機がEUの経済成長に及ぼす影響は0.5ポイント程度で、98年の域内成長率は3%に達すると樂観しているが、長期的には市場の規制緩和を進めない限りユーロ導入の成功はありえない、同様の見解を述べた。

他方で経済ジャーナリストのジャン・ボワソナ氏は、ユーロ導入は為替リスクを縮小するなどそれ自体として経済的なメリットがあると指摘し、また域内の失業問題の解消がEU市民のユーロ導入への支持を左右することに鑑み、欧州中銀は圧迫するような引き締めを行うべきではないと述べて、トイセンベルク氏に代表される厳しい引き締め政策の提唱者を牽制した。

独CDU(キリスト教民主同盟)を代表して出席したカルル・ラーマース連邦議会議員は、最近の世論調査で独国民のユーロ導入への反発が高まっているという結果が出たことを踏まえつつ、世論調査の結果は設問の内容に左右される傾向が強く、また過去に野党が反ユーロ・キヤンペーンを企てたことがあるにせよ、現在ではドイツの政党は全てユーロ導入に賛同していると言明し、マルクの放棄に関する法的な問題も大きな障害とはならないと主張した。同議員は更に、ドイツやオランダでイタリアのEMU参加に対する批判的見解が支配的で、これがイタリアだけでなく同国のEMUsannka参加を指示するフランスなどをも苛立たせていることを意識しつつ、イタリアのEMU参加は確実だと述べた。

(フランスニュースダイジェスト)

(2) ユーロ硬貨、イタリアの図柄はコロセウム（2月）

財務省の協賛で2月8日にイタリアで実施されたテレビの視聴者投票で、未来のユーロ硬貨のうちイタリア版5セントの片面にはコロセウムを刻むことが決まった。ユーロ硬貨は、1, 2, 5, 10, 20, 50セントと1, 2ユーロ硬貨の計8種類。8種類のうちあと2種類の硬貨もこの先視聴者投票で決める。ユーロ硬貨が一般に出回るのは2002年で、同年7月にはEMU内の各国通貨は姿を消す。ユーロ硬貨の片面はEMU参加国間共通であるが、もう片面は各国が独自に決定する。

(フランスニュースダイジェスト)

(3) 欧州通貨機関とイタリア中銀の間で高まる緊張（3月）

イタリアの3月19日付け「ラ・レプブリカ」紙の報道によると、欧洲通貨機関(EMI)の経済収斂に関する報告書を巡って、EMIとイタリア中銀の間で著しく緊張が強まっている。同紙が引用した中銀上層部の批判によると、3月25日に発表されるEMIの報告は、まだ草案の段階ではあるが、「言い回しが言丈高で、技術的な判断力は弱い」。EMIの報告は、99年からユーロ圏に参加できる国の名を挙げることはしないが、草案通りであれば、イタリアの公的債務率が高すぎるこ^ト(GDP比で約120%)を「非常に懸念」しており、マーストリヒト条約の公的債務基準であるGDP比60%に早い時期に到達できることを「極めて疑問」と判断している。欧州委のド・シルギー通貨担当委員は3月19日、「マーストリヒト条約では公的債務率はGDPの60%以下であるべきとは明記されていない」と指摘し、重要なことは減少という傾向にあることだと改めて強調した。

(フランスニュースダイジェスト)

ポルトガル

ポルトガルのEMU第一陣参加、可能性大（2月）

OECDでは2月5日、ポルトガルを対象としたアウトロックを公表、この中で、同国がマーストリヒト経済基準を達成し、通貨統合の第一陣入りを果たす可能性は非常に大きいとの判断を下している。報告書は、「インフレ率、長期金利はEUの優等生国に近い水準まで下がった。97年の財政赤字はGDP比で3%弱となる模様」と評価し、99年からのEMU参加の可能性大という展望において、同国のGDPを98年3.7%、99年3.2%と高い数字を予想している(97年は3.4%と推計)。公的債務は、97年に63.2%であるが、OECDでは2000年に60%(マーストリヒト基準)を割ると予想。ただし、失業率については97年からようやく下降線を辿り始めたものの(96年7.3%、97年6.9%)依然高水準であるとし、また、恒常的な賃上げは失業対策と矛盾すると批判。最大のネックは厚生システムで、OECDでは、官民混合の複雑な現行制度を抜本的に改革する必要があると判断している。医療支出はOECD加盟国の平均を0.5ポイント上回っている。報告では同時に医療支出の増加のスピードがOECD加盟国の平均を0.5ポイント上回つ

ている。報告では同時に医療支出の増加のスピードがOECD平均より速いことに警鐘を鳴らしている。

スイス

新マネーロンダリング取締法（3月）

汚れた金、特に独裁国家の指導者や犯罪組織が動かす金の中継点と見なされてきたスイスで、4月1日からマネーロンダリング防止に関する新たな法律が発効する。これにより、スイスもロンドラリング防止措置をすでに採用済みEU加盟国と並ぶことになる。既存の関連法と比べ新法の目立って新しい点は、法律の対象が銀行に限らず、信託会社、両替所、保険会社、弁護士など全ての金融仲介者へと拡大されたことと、マネーロンダリングの疑いある場合の当局への通知と当該資金の凍結が義務付けられることの2点である。現行法では通知の義務はない。スイスは、世界の資産管理市場の30%、額にして2兆3000億イスフランを牛耳っているとみられる。

スペイン

スペインの所得税改革案、3月中にまとまる模様（3月）

スペインでは現与党の96年の選挙公約であった所得税改革案が3月中にはまとまり、99年から実施される見通しとなった。改革のアウトラインを発表した財務担当閣外相によると、最富裕層に最も歩が悪いとはいえ、全ての所得層にとっては減税となるはずである。

スペインはアイルランドに次いでEU内では最も国民負担率(GDPに対する租税と社会保障拠出の比率)が低いが、失業者が多いことなどから課税がアンバランスとなりすぎ、また、脱税も多く、税金は難所となっている。改正の方向は、最高税率56%を48%か49%まで下げる、8つある全税率(18から現政府はすでに8まで減らした)についてこれを引き下げるなどとなっている。同相によると、6割(申告所得が8万フラン以下)にとって減税幅は最も大きくなるはずである。

欧州連合関係

(1) 公的債務残高でも圧縮努力要求されるイタリア（1月）

EMUの第一陣参加国が5月に選定されるが、これを控えてイタリアの参加の是非があらためて注目を浴びている。ドイツやオランダをはじめとするマルク圏の諸国は、イタリアの財政健全化努力を認めつつも、警戒を解いてはおらず、同国がいったんEMUに入った後も財政赤字をGDP比で3%以内に維持できるかどうか危惧している。欧州統合の創設以来のメンバー国であるイタリアにとり、これは屈辱的な扱いだと言わざるを得ないが、同国の近年の財政赤字圧縮が目覚しいだけに、それ以前の放縱ぶりも記憶から払拭されにくい面がある。更に、財政赤字ほど重視されていないが、EMU参加の基準の一つとなっている公的債務残高(GDP比で60%以内)について、イタリアは基準達成から程遠い状況である。基準ラインを僅かに超えている程度の加盟国は少なくないが、120%を超えるという極端な例はイタリアとベルギーのみである。ベルギーの参加のほとんど誰も疑問視していないのは、やはりマルク圏に属している強みというべきだろうが、イタリアは公的債務残高についても他の加盟国の信用を獲得するため、今後多大な圧縮努力を要求されている。

（フランスニュースダイジェスト）

(2) 欧州通貨統合、11カ国でスタート（3月）

3月25日、欧州委員会とEMI(欧州通貨機関)はEMU(経済通貨同盟)発足に向けて、それぞれEU加盟国の「経済収斂」状況に関する報告書を提示し、15ヶ国中の11ヶ国がEMUに参加する経済基準を達成したとの判断を示した。欧州単一通貨(ユーロ)の導入に参加する諸国が正式に決まるのは5月2日に予定されるEU首脳会議においてであるが、欧州委の勧告がそのまま受け入れられるはずで、1999年1月1日に始動するEMUは11ヶ国で形成されることになる。

経済収斂基準は財政赤字(GDPの3%以内)、公的債務残高(GDPの60%以内)インフレ率(最も低い3ヶ国の平均プラス1.5ポイント以内、現状では2.7%)、長期金利(最も低い3ヶ国の平均値プラス2ポイント以内、現状では8.0%)、2年間以上のERM(欧州為替相場メカニズム)

加盟の5点だが、実際には財政赤字が特に重視され、これを満たした諸国にEMU参加の資格が認められた。欧州委はEU経済に持続的な収斂が起きていると評価している。

しかしEMIは、公的債務残高が対GDP比で120%を超えておりイタリアとベルギーに対して、毎年の財政収支を黒字に転じることで早急に圧縮するよう求め、また、イタリアの「ユーロ税」などをはじめとして一部諸国が財政赤字圧縮のために一時的な措置に依存している点を指摘し、これをより持続的な措置に移行させるよう要求した。なお、欧州委の予測によれば、EUの1998年の経済成長率は2.8%、1999年は3%に達する見通しで(1997年は2.7%)、アジアの通貨・金融危機の影響はほとんど危惧するに値しない。

シンガポール事務所

シンガポール

(1) 寅年にかけるメッセージ（1月）

「今年は、全てのシンガポーリアンにとって試練の年となるだろう。しかし今年の干支であるトラは勇猛果敢な性格で知られている。今回の通貨危機と、それに伴う様々な社会的難題に立ち向かわねばならない我々に力を貸してくれることだろう。全国民は一致団結して、この問題に対処していかなければならない」。

ゴー・チョクトン首相は、旧正月とイスラム教のハリ・ラヤ・プアサ（断食明けの祝日）注1を祝う新年メッセージのなかで、昨年以来アジア全体を襲っている通貨危機が今後シンガポールに与える影響について言及し、すべての国民に対し冷静な対応を求めるとともに、この危機を乗り越え、新たな発展を遂げていかなければならぬと訴えた。首相はいくつかの懸念をあげながらも、順調に成長を続けてきたシンガポール経済の底力を強調し、多少の減速はやむをえないものの、今年も経済成長の維持は期待できると国民を勇気づけた。また、通貨危機により98年度予算の緊縮は避けられないが、政府としては国の長期的な競争力と国家の安全を強化するものについては、今後も支出を惜しまない方針であると力強く語った。

今回の通貨危機に対処するため、政府は1月に次のような政策を発表した。

*98年度予算緊縮化の方針

首相の新年メッセージにも盛り込まれたほか、リー・シェンロン副首相及びトニー・タン副首相によって、98年度予算を緊縮化する方針が発表された。ただし、シンガポールの長期的繁栄に寄与するものとして、教育・研修、国防・治安、またMRT北東線の敷設に代表される経済・インフラ開発については、政府は支出を抑制しない。

緊縮化への準備には大蔵省が中心となって、縮小、延期、凍結が可能な政府事業の見直しをすすめており、住宅開発局が所管する公営HDB住宅のグレートアップ計画など不急の事業については一部進行を遅らせる。

その他にも、独立以来、最悪の不況に見舞われた1985年の景気後退からの回復を例にあげ、中央積立基金（CPF）注2の積立率引き下げ、賃上げ抑制など今回も同様の措置を盛り込んでいく方針であると述べた。

(2) 日本とシンガポール、マルチメディア協力協定に調印（2月）

日本を訪問したシンガポールのマー・ボータン運輸通信相は、2月17日、日本国郵政省との間でマルチメディアの分野における協力協定に調印した。両国の官民両セクターが、先端マルチメディア技術やアプリケーションの研究開発について、協力・情報交換を押し進める。

^{注1}一ヶ月間の断食（ラマダン）明けのこの祝日を、マレー系の家庭では一種のお正月のように盛大に祝う。多民族国家であるシンガポールでは、各民族毎に様々な行事がある。今年は陰暦の中国正月とイスラム教徒のラマダン明けの祝日が続いたため、その分盛大さも増した。

^{注2} CPFは勤労者が定年退職後または不慮の事故等で働けなくなった場合に経済的な保障をするため、被雇用者と雇用者が、給与に対する一定の割合を積み立てる制度として、1955年に創設された。住宅購入、政府に認可された投資、保険、教育費等のため引き出すことができる。現在の積立率は、雇用者、被雇用者ともに被雇用者の給与の20%となっている。

シンガポールでは現在、一つのマルチメディアネットワークで全島をカバーする情報インフラ「シンガポール・ワン」を整備中であり、日本では独自の広域情報通信ネットワーク開発や地域的情報通信インフラの整備に取り組んでいる。互いに成果を吸収しあうことで、相乗効果を狙う。

また日本ではこの協定調印を皮切りに、この春までに台湾、香港、中国、インドネシアやマレーシアといったアジア各国の通信担当行政局と協力態勢を組む段取りになっている。

(3) 金融セクターの重視（1998年度予算より）（3月）

1998年度予算とあわせて発表された各種税制措置、国内企業支援対策については、1997年度同様、域内主要金融セクターとしてのシンガポールの地位強化に重点が置かれることとなった。

- ファンド運用：非居住者の資産を50億Sドル以上運用する金融機関について、その手数料収入に対し5～10年間にわたる非課税を実施する。前年度予算で発表された優遇制度に代わるもので、下限額が100億Sドルから50億Sドルに半減された。また、運用資産が50億Sドルに満たない機関でも、将来的に有望と認められる場合は、最長5年間の非課税が実施される。前年度に引き続いて、投資信託会社の域内拠点の誘致を図っていく。
- 債権市場の拡充：国内の金融機関における債権市場の活性化をはかるため、債務証券の取引に関して、免税及び10%の優遇税制度を実施する。国内においてシンガポールの金融機関が債務証券の引き受けや流通業務を行ったことにより得られた手数料収入については、非課税。また、金融機関を含むシンガポールの企業が、債務証券の取引により得た手数料収入、利息収入については10%の優遇税率（ただし、利息収入を得たのが非居住者である場合は、課税対象外）が適用となる。
- 個人投資促進（ユニット型投資信託）：シンガポールの納税者がユニット型投資信託を売却して得た収益に対する10%の優遇税率を撤廃し、非課税とする。ただし、配当利益については今までどおり課税対象所得とされる。
- 金融リスク増加への配慮：税控除が認められる銀行の引当金上限（年間収益の25%又は投融資額の3%のうちいずれか低い方の額）を2年間停止し、非課税の引当金計上を無制限に認める。域内融資リスクの増加に対応できる金融機関の育成を図る。
- オフショア協調融資：非居住者向けの外貨建てオフショア協調融資事業による収益に適用されている非課税措置を、今後5年間延長する。同時にこの措置の適用範囲を、シンガポール居住者向け融資にも拡大する。ただし、融資対象はシンガポール国外の事業であることが条件となっている。

インドネシア

(1) 混乱する政治経済（1月）

昨年のアジア通貨危機の発生から下落を続けていたルピアの為替相場が年明けからさらに下落し、各地で暴動が発生するなど、ついに社会不安にまで発展した。

ルピアの為替相場は、昨年10月末のIMF金融支援決定により、いったん持ち直すかに見えた。しかし、それ以降、16銀行の清算による国民の動搖、進まない経済改革といった環境の中、スハルト大統領の健康不安説も出て、10月末には1ドル3,000ルピア台だった為替相場が12月中旬には1ドル5,000ルピア台に突入した。その後一時落ちつくかに見えたが、年明けになると、予算発表に向けてルピア相場は下落し、予算発表前の1月6日の相場は1ドル7,000ルピア台となった。

1月6日夜に大統領が国会で98年度（98年4月～99年3月）の予算発表を行い、健康不安説は解消することができたが、予算の内容には各方面から疑問の声が上げられた。緊縮型の予算となるであろうという大方の見方に反し、石油収入の為替差益を見込んで予算総額は32.1%の増となり、燃料費補助金をはじめとする各種補助金の見直しもされないものであった。大統領選を前にして国民に痛みを強いる予算としなかったとの否定的な見方が支配的となつた。また、所得税をはじめとする経常歳入の見込みの甘さから、IMFの支援条件の一つであった財政収支をGDP比1%以内とするとの条件に反するのではないかとの懸念も出てきた。また、計算の前提とした経済成長率4%、インフレ率9%、1ドル4,000ルピアという為替レート等は、現実的ではないとも指摘された。

この予算発表の翌日ルピアは急落、2日後には1ドル10,000ルピアとなった。輸入品の価格上昇と暴動の発生を恐れる市民は、食料品を買い求めてスーパーに殺到し、ルピアを売ってドルを買おうと両替商に押し寄せた。

事態の急変に、IMFはもとよりクリントン大統領をはじめとする各国の首脳が、IMFの支援条件を遵守するようスハルト大統領を説得した。当初は予算修正に応じないとしていた政府も、15日にはIMFの要求を受け入れ、改革についての合意書をIMFと交わした。この合意書には13ページ50項目にわたる覚書がつけられ、改革の具体的な内容が記載された。（別表1）

ところが、市場はこの合意の実施を疑問視し、ルピアは再び下落を始めた。20日になって、大統領は7選への出馬を表明。注目されていた副大統領候補については、軍に支持され本命視されていた現副大統領トリ・ストリスノではなく、側近のハビビ氏を候補として示唆したため、政治の先行きに対する不透明感も出て、23日にはついに1ドル13,000ルピア台となった。昨年同時期に比べてルピアの価値は5分の1以下になってしまったのである。

こうした混乱の中、23日になって15日のIMF合意に基づく新予算案が発表された。この予算作成に当たっては、経済成長率0%、インフレ率20%、1ドル5,000ルピアと設定された。予算修正のポイントは、IMFの要請により燃料費補助を削減したこと、対外債務返済、公務員人件費等を増やしたこと、IMFは1%程度の財政赤字を認めたが、均衡型としたことなどである。

また、「ハビビ氏が副大統領候補」発言も、周囲の反発に配慮し、大統領本人により事実上撤回された。

予算発表後、ようやく為替相場は反転したが、およそ1,180億ドルの対外債務の支払い、スタグフレーション進行の懸念、開発政策の修正等、大統領の抱える難問は山積みである。

（1月16日付けジャカルタポスト他）

表1 1月15日のIMF・インドネシア政府合意に添付された覚え書きの概要

- ・燃料・電気補助金の段階的廃止（4月1日以降）。
- ・酒・タバコ税の引き上げ（7月1日から）。
- ・物品税免除の廃止（民間会社向け電気、タクシー料金、飼育用大豆、砂糖等）。
- ・地方ガソリン売り上げ税（5%）の導入（4月1日から）。
- ・物品税贅沢品指定品目の増加。
- ・所得税の徴収強化、付加価値税の改善、税滞納の徴収強化。
- ・投资基金及び森林再生基金の予算計上。
- ・国民車事業への税、関税、信用供与等の優遇措置の廃止。IPTN（ヌサンタラ航空機製造会社）に対する財政的・非財政的援助及び信用供与の廃止。
- ・通貨供給量（M3）の増加を1998年は16パーセントに抑制。
- ・国営銀行を完全民営化するための法改正。
- ・商業銀行に対する監督の強化。
- ・海外銀行の出店規制の制限（2月までに実施）。
- ・食料品に対する関税の5%以下への引き下げ。
- ・日用品に関する地元調達率規制の廃止（2月1日から）。
- ・食料品以外の農産物に対する関税の5%軽減。
- ・船舶輸入規制の廃止。
- ・革、コルク、鉱石、アルミ廃材を手始めとする輸出規制の廃止（2月1日から）。資源の乱開発を防止するため、一部の輸出税を土地利用税への代替。
- ・健康及び安全目的のものを除く、割り当て等のすべての輸出規制の廃止（3年以内）。
- ・パーム油輸出の解禁（3月以降）。税率20パーセント以下のパーム油輸出税の導入。
- ・外国からのパーム油プランテーションに対する投資、卸売り及び小売りに対する規制の解除（2月1日から）。
- ・セメント、紙及び合板に関する公式・非公式の取引規制協定の解消（2月1日から）。セメントの国内外取引規制の廃止。
- ・丁子、カシューナッツ、オレンジ及びバニラ等の農産物の州・県域外取引の許可。
- ・輸出品に対する地方税の廃止。
- ・プロゴ社のコメ独占に対する制限。小麦粉製粉業者の販売先の自由化（2月1日から）。砂糖の輸入・販売の自由化。公式・非公式のサトウキビ栽培資格の廃止。

マレーシア

(1) 海外留学生への奨学金大幅削減（1月）

通貨危機がもたらした海外留学生への影響

昨今の経済情勢の悪化は、政府や教育機関が負担する奨学金にも影響を及ぼしている。マレー系学生を対象として年間約21億リンギに上る奨学金を拠出している教育機関のMARA^{注3}は、ムスタバ企業家開発相を通じて、2000年までに海外留学生に対する支援を打ち切ることを明らかにした。そして、現在支援している4,200人の海外留学生にかかる費用を国内の大学生にかかる費用として換算した場合、32,000人の学生を援助できると発表、今後はより多くの国内大学に通う学生を支援したい旨の意向を表明した。今年は、前年実績のわずか3%にしか満たない130人の学生にのみ奨学金の継続が認められることになった。

政府による帰国者の受け皿づくり

一方、ナジブ教育相は、約50,000人いる海外留学生のうち政府から奨学金を得ている者は15,000人に上るが、海外留学への支援を打ち切った場合でも同様の研究が続けられるよう、国内の大学や各研究機関における受け皿作りに奔走する構えを見せた。また、自費留学組についても、帰国時には必ず国内の大学等に受け入れができるよう努力したいとした。昨年11月にもナジブ教育相は、来年度予算案に盛り込まれた留学抑制策をにらんで、各大学の学部課程の学生数を今年から10~15%増加させる方針を打ち出している。また、2000年に予定していた学生数2万人への引き上げを、98年か99年までには実現させたいと語っている。

政府系研修機関の新設

こうした海外留学生数の大幅削減決定は、国策プロジェクトが次々と延期される中で、10校もの政府系研修機関の新設を当初計画より速めて実行させるに至った。

人的資源開発省ではマレーシア第7次計画（1996年～2000年）に盛り込まれた当該設立事業により、2000年までに合計19機関から年間1万7千人の熟練労働者を輩出するとの見込みを立てている。これらの新設機関において、マレーシアと日本政府との共同でペナン島セベランペライに設立が予定されている日馬技術学院に対する期待が高い。電子、情報、メカトロニクス製造工学の専門家育成を目的としている。

(2) クアラルンプール新国際空港開港の延期に次ぐ延期（3月）

当初今年の1月1日に開港が予定されていたクアラルンプール新国際空港（KLIA）の開港が大幅に遅れている。政府は昨年末になって、今年の第1四半期中に開港する旨の事実上の開港延期を表明していたが、それも実現不可能となつた。折り悪しく、2月28日には空港施設内で火災が発生し、ケータリング施設に被害が及ぶという不運にみまわれた。

^{注3} MARAは、国民信託評議会を意味し、貧しいマレー農村の子弟に各種の専門知識や技能技術を教えることにより農業以外の雇用機会を得させる目的で設立された教育機関。

クアラルンプール新国際空港を運営するK L I A社のクリフォード・ハーバード会長は今月5日、開港は4月から8月との流動的な見解を示し、9月11日に開催される英連邦競技会^{注4}の1ヶ月前までには開港させると発表した。また、同氏は試験稼動の状況について現時点で大きな問題はないが、改善すべきいくつかの課題が残されていることを認めた。

一方、アンワル副首相兼蔵相は10日、新空港の開港は6月中との強気の姿勢をみせた。副首相は、開港準備はあくまでも4月に整うが、完璧を期すための検査にかかる期間、利用開始時期が遅れるもので、計画の遅延ではないと言明した。翌11日には、新空港の6月中の開港についての閣議決定がなされ、国の威信をかけた新空港の開港がいよいよ目前に迫ってきた。実際の開港日はまた後日発表されるが、フライト数の少ない日を選んで決定されるもようだ。また、同日の閣議では、開港に先立ち、チャーター便のK L I A利用を5月に限って認めることとした。利用者を6千人程度に抑え、システムの試験運用にも役立てる考えであるという。このチャーター便については、新空港開港後、現在のスパン空港を利用する予定である。

遅れているのは、新空港の開港だけではない。新空港とクアラルンプールを結び英連邦競技大会の足となるはずのE L R T（モノレール）の建設も全く間に合わないことが明らかにされ、マハティール首相はなんとか間に合わせようと銀行関係に資金の融通を促すなど支援策に躍起だ。英連邦競技会開催に合わせた新空港開港と関連するインフラ整備は国を挙げての至上命題であり、開港直前まで関係者の苦労が続きそうだ。

クアラルンプール新空港（K L I A）は年間1,700万人の利用客を想定しており、世界第20番目の規模となる見通しである。設計は日本の黒川紀章氏が担当し、自然と調和した～Airport in the Forest, Forest in the Airport～をコンセプトとしている。総工費は90億リンギとなる見込みであり、24時間利用できる東南アジアのハブ空港としての地位確立を目指す。今秋には、香港にも新空港の竣工が予定されており、東南アジア各空港の競争激化が予想される。

- ・空港の開港、業務開始は6月30日午前12:00～（式典29日の予定）
- ・ELRT、2005年開通予定。
- ・（ニュースネットアジア [マレーシア版] 3月3日、4日、9日、12日、13日、25日各号）

タイ

（1）観光キャンペーン「アメイジング・タイランド」がスタート（1月）

タイでは、今年と来年の2年間を観光年とし、海外からの観光客誘致に向けた各種のイベントが企画されている。「アメイジング・タイランド」と名付けられたこの観光キャンペーンは、今年12月に開催される第13回アジア競技大会も視野に入れ、多くの外国人観光客を呼び込もうというものである。

昨年の12月27日から1月4日まで、アメイジング・タイランドのスタートを
^{注4} 英連邦競技会……コモンウェルス・ゲーム。ウエストミンスター憲章に規定されたアジア、アフリカ、カリブ海など54カ国からなる英連邦のスポーツ競技会。オリンピックに次ぐ規模の大会の一つ。世界各国から数多くの観光客が見込めるとあって、マレーシア政府を挙げて国民の意識高揚に努めている。

記念し、伝統的な織物などの手芸品の販売や民族舞踊の紹介など様々なイベントが王宮前広場を中心に行われ、外国からの参加者などで賑わった。オープニングセレモニーを指揮したチュアン首相によると、1997年にタイを訪れた外賓は約720万人で、今年は約760万人、来年は約818万人が見込まれており、2年間で580億バーツ（1バーツ=約2.5円；97年12月現在）の経済効果が期待されるとのことである。タイバーツが大幅に下落した現在、政府はアメイジング・タイランドに外貨獲得の大きな期待を寄せている。しかし、東南アジアで続いている金融不安による近隣諸国からの観光客の減少など、不安な要因も存在する。

アメイジング・タイランドを積極的に進める一方で、タイバーツの下落が激しいことから、一部のホテル、宝石商、ツアーガイドなどがUSドル建て価格を導入する動きが目立ってきており、観光客からは不満の声が多く聞かれる。ABAC-KSC インターネット調査センターが、1月14日から17日までにタイを訪れた観光客631人に対してアンケート調査を実施したところによると、56%の人がUSドル建て価格の導入に強く反対しており、賛成者は僅か8.7%であった。（無回答：35.3%）バーツ安を追い風にして外国人観光客を誘致しようとしている地元観光業界も、USドル建て価格の導入には猛反発しており、今後、観光キャンペーンに悪影響を及ぼすとして議論を呼ぶことになるかもしれない。

政府が、アメイジング・タイランドによる観光収入に注目している背景には、依然厳しい状況が続いているタイ経済の現状がある。タイ政府は、経営悪化のため閉鎖を命じた金融・証券会社56社の優良資産を運用管理する「ラタナシン銀行」の設立認可や国営企業の民営化の推進などを発表し、タイ経済に対する信頼の回復に取り組んでいるものの明るい兆しはまだ見えていない。

また、経済危機に陥った後も治安は比較的安定していた国内であったが、1月21日には、経済危機が深刻化して以来初めての暴動騒ぎがあり、サナン内相は違法行為には厳しい措置をとると警告している。この騒ぎは、バンコク東部にある自動車部品工場で、ボーナス削減に怒った労働者約1,000人以上が工場近くの幹線道路を封鎖し、車に放火したり工場を警備する警官に空き瓶を投げつけたりしたものである。今後、このような労働争議の深刻化や犯罪の増加を懸念する声が多い。

なお、1月中の外国為替市場の動きについては、月初めがUS\$1=Baht50.43、月末がUS\$1=Baht55.43で、最安値はUS\$1=Baht56.38であった。

（参考：97年12月27日、98年1月19日付けバンコクポストほか）

ミャンマー

（1）ミャンマー向け円借款の再開（2月）

日本政府は2月26日、1987年以降中断してきたミャンマーに対する有償資金協力（円借款）を再開する方針を固めた。再開されるのは、ヤンゴン国際空港拡張工事に関する分野で、滑走路の改善や航空灯火整備など、おもに安全対策事業に25億円を供与する見込みである。

ミャンマーに対する日本のODAの実績は、円借款を開始した68年から96年までに、のべ26億ドル余りにのぼり、88年の支出純額では日本の二国間ODA中、第7位の供与額であった。ODAのうちの円借款については、70年代までは鉱工業分

野、特に工業化4プロジェクト（軽車両製造、重車両製造、農機具製造及び電気機器製造）に対するものがほとんどであったが、80年代に入り、ヤンゴン国際空港拡張、鉄道整備、発電、灌漑などのインフラ整備にも向けられるようになった。

88年8月8日の学生運動をきっかけとした政情混乱により、日本のミャンマーに対するODAは事実上停止された。同年9月、国軍が武力で全権を掌握し、軍事政権が樹立され、89年2月、日本は西側諸国の中で最初に政府承認を行った。しかし、その後も、政変前から実施中の案件や緊急的・人道的性格の援助を除き、対ミャンマー援助は原則停止されていた。

軍部による支配体制が続く中、欧米諸国はミャンマーに対する経済制裁を解除していないが、日本はミャンマーとの伝統的な二国間関係を基本とし、人権状況の改善及び早期民政移管実現のため、現政権に対して粘り強く働きかけていく姿勢をとっている。現政権が94年以降、国民民主連盟（NLD）書記長のウンサン・スーチー女史及び欧米・国連との対話や、政治犯の釈放等を実施したことを民主化に向けた前向きな動きと評価し、95年3月、国境地域の少数民族支援のため10億円の食糧増産援助（無償資金協力）を行った。また、95年7月にスーチー女史の軟禁が解除されたことを受け、基礎生活分野の案件を中心に、ケース・バイ・ケースで援助を再開することを決定し、同年10月には看護大学拡充計画のため、約16億円の無償資金協力を行った。しかし、同年11月にNLDが憲法制定のための国民会議への出席をボイコットしたことや、96年5月末のNLD議員総会をめぐる対立などから、再び軍事政権とNLDとの緊張が高まり、その後ミャンマーに対する経済協力は進展していない。

ヤンゴン国際空港は施設の老朽化が進んでおり、滑走路の壅みが激しいために、新型航空機には対応できないといわれている。また、メンテナンスを行っていないために路面が痛んでおり、ランディングが非常に難しいとされ、安全面での問題点が指摘されてきた。これまで日本は、拡張事業のために83年から85年にかけて、総額271億2千万円の円借款供与を決定しているが、前述の政情混乱の影響で、実際に供与された額は40億円にとどまっている。国内の民主化や人権状況に、大幅な改善が見られない中での今回の援助再開について、日本は「安全確保のための応急措置」であるとし、人道的側面を強調している。

（朝日新聞衛星版26/Feb、「我が国の政府開発援助」各年版、「アジア動向年報」各年版ほか参照）

ベトナム

（1）中国との国境問題（1月）

ベトナム外務省のスポークスマンは、23日、中国との国境線となっている河川において中国側が行った一連の行動は、国境に関する両国の合意に対する重大な違反行為であるとして非難する声明を発表した。

ベトナム側の主張によると、中国は、ベトナム北部のクアンニン省ホアンモ町にある両国の国境になっている川で、昨年の5月から、ベトナム側への通知なしに中国側の河岸の埋立てを開始し、1kmにわたってコンクリートの堤防を築いたものであり、これにより、ベトナム側では洪水が発生するようになったというものである。またこの中国側の行動は、1991年の両国の合意に基づくベトナムの領土を

6mから8mの幅で侵害していると主張した。ベトナム政府は、この洪水に対処するため川の中にある小島に築かれている堤防を補強しなければならなかつたと話している。

両国の国境問題については定期的に協議が行われているが、先の協議において今回の問題が解決に至らなかつたために、ベトナム側がこの問題を公表したものである。中国側は、当初この問題について沈黙を保っていたが、24日、中国外務省スポーツマンの声明として、今回の国境紛争の原因是、昨年の8月にベトナム側が、問題となつた川に大量の石を投げ込んで川の流れを変えてしまつたため、中国側は、洪水を防止し中国側の河岸の侵食を防ぐためにやむを得ず堤防を補強したものであり、もともとの原因はベトナム側にあると反論した。そして、ベトナム政府がこの問題を公表したことで、問題はさらに複雑になつたと非難している。しかし、その後26日の中国側の発表では、両国の関係改善を目的として、ベトナムとの国境線沿いに中国側が地雷を設置していた1千万m²に及ぶ地域において、中国軍が地雷の撤去を行つたと発表し、ベトナム政府も中国のこの行動に対して指示を表明した。

(2) アジア通貨危機のベトナムの影響（1月）

ベトナムは、株式市場がないことや変動相場制ではないことなどから、これまでには今回のアジア通貨危機・経済危機による影響をあまり受けていなかつたが、次第にベトナム経済にも影響は広がつてきていると言われている。

ホーチミン市では、去年の10月から12月の3カ月間で数千人の労働者が解雇されており、ホーチミン市における失業者の数は、4万人以上に上るという市の統計結果が公表された。ホーチミン市の民間企業では、解雇を行つた理由として、国内需要の伸び悩みによる市場の縮小や多額の負債等を挙げている。また、外国との合弁企業は、韓国や香港、タイといった国々にある親会社の影響による財政上の危機が理由であるとしている。12月下旬に労働省が発表した統計によると、ベトナムの都市部での失業率は6%となっている。1月28日からは、ベトナムで「テト」と言われる旧正月が始まるが、ファン・バンカイ首相は、国民に対して、この旧正月の準備も節約して行うようにという命令を出している。そして、国営企業に対しては、国家予算を使って旧正月に従業員に手当や贈り物を与えることを禁止した。

フィリピン

(1) サンディガンバヤン (Sandiganbayan) (2月)

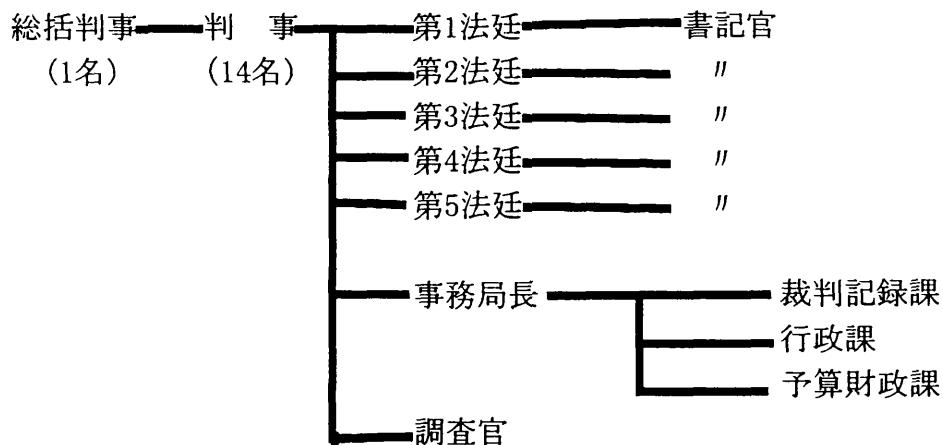
今年6月で任期が切れるラモス政権は、国内政治の安定と経済の発展、治安の回復に取り組み、民主政治の定着、規制緩和や外資を積極的に導入した産業の振興、犯罪発生率の着実な低下といった成果を挙げてきた。また、同政権は、フィリピン独立後の歴代政権にとっても重要課題であった公務員の汚職・腐敗の撲滅にも積極的に取り組み、海運業界との癒着が取り沙汰されたガルシア運輸通信長官を解任する一方、良き政府のための大統領委員会(PCGG: Presidential Commission on Good Government)を設置し、公務員の綱紀肅正を図ってきた。公務員犯罪を裁く公務員弾

効裁判所(サンディガンバヤン)では、常時3,000件近い事件が係争中で、毎年1,000件以上の訴えが起こされるなど、徹底した追求が行われている。

サンディガンバヤンは、1973年に改正された憲法の第13条第5項に「公務員及び政府に関する法人職員の犯罪を管轄する特別裁判所を創設する」旨規定されたのを受けて、マルコス大統領(当時)による大統領布告第1486号により、1978年5月にマニラ市に設置された。翌79年2月、業務を開始した当初は総括判事(Presiding Justice)1名と判事(Associate Justice)2名、その他職員15名という小さな組織であった。1986年2月のエドサ革命(EDSA Revolution)により誕生したアキノ政権は、翌87年に自由憲法(Freedom Constitution)と呼ばれる新たな憲法を制定し、政府組織を大幅に改正したが、サンディガンバヤンは、同憲法第11条第4項で公務員汚職に対する裁判所として存続することが規定され、共和国法第7975号及び第8249号によって、日本の高等裁判所に当たる控訴裁判所(Court of Appeals)と同格の特別裁判所として、その組織と機能が強化された。現在、サンディガンバヤンは、総括判事1名と判事14名、書記官などの職員281名で構成されている。

各法廷は、総括判事を含む判事3名づつで構成され、それぞれの法廷には書記官が配置されている。裁判は合議審で進められるが、意見の一致を見ない場合は他の法廷の2名の判事が加わり、その過半数により評決している。また、裁判に必要な各種調査を行う調査官や、裁判所の運営、裁判の記録等を行う事務局が設置され、裁判に関する判事の活動を支援している。

判事は、最高裁判所や控訴裁判所など他の裁判所の判事同様にフィリピンの司法試験(The Philippines Bar Examinations)に合格した法律家でなくてはならないが、その身分保障は、あらゆる政治的干渉から裁判の独立を維持するため、判事が自ら辞職するか若しくは最高裁判所判事の票決によらなければ、その意思に反し職を奪われることはない。また、在任中は給与を減額されることはない。



サンディガンバヤンで訴追の対象となる公務員は、1989年に制定された「報酬と地位の分類に関する法律」(the Compensation and Position Classification Act)に規定してある27等級以上の、例えば各省庁の地方局長といった幹部国家公務員と次のような各種公務員である。

- ・州知事及び副知事、州議会議員、出納長、部局長以上の幹部職員
- ・市長及び助役、市議会議員、収入役、部局長以上の幹部職員
- ・領事以上の外交官
- ・陸海空軍の大佐以上の軍人
- ・国家警察本部の州本部長及び警視正以上の警察官
- ・検察官及びそのアシスタント、国政監察庁(オンブズマン)職員
- ・政府系法人や第3セクターなど政府の管理下にある法人の理事及び取締役、国立大学学長
- ・上下両院議員
- ・憲法に規定された公務員制度委員会・選挙委員会・会計検査委員会の委員長及び委員
- ・各裁判所の判事など司法職員

これらに規定されていない公務員犯罪についての裁判は、一般の犯罪と同じく、地方予審裁判所等の一般裁判所で行われる。

公務員の犯罪に関しては、国政監察庁(the Office of Ombudsman)が調査し、その結果、修正刑法や汚職腐敗防止法(the Anti-graft and Corrupt Practices)、共和国法第3019号及び第1379号に照らして犯罪を構成する件については、特別検察官が起訴する。フィリピンでは、公務員犯罪の起訴について、同検察官の独占主義を探っている。

ASEAN諸国には、行政事件訴訟を扱う行政裁判所や軍事事件訴訟を扱う軍事裁判所、また、イスラム教国では宗教関係事件訴訟を扱う宗教裁判所などの特別裁判所があるが、公務員弾劾訴訟のみを扱う裁判所を設置している国はフィリピンだけであり、世界的にも珍しい司法制度である。

マニラブリティン別冊「フィリピン・パノラマ」
アジア動向年報1997、フィリピンの事典
1996 Philippine Statistical Yearbook
「ASEAN法」安田著

ソウル事務所

韓国

(1) 地方国際行事続々中止(1月)

今年地方で開かれる予定の各種行事が、次々と、中止あるいは延期されたり、規模が縮小されたりしている。

地方自治体はこれまで競争して行事を誘致あるいは計画してきたが、IMF寒波により、これらの行事に対する国庫支援金が削減され、後援企業からも難色を示され、財源確保が難しくなったためである。

まず忠清北道は、1億ウォンを投じて9～10月に公州等で韓中日の専門家を招請して開催する予定だった「百済文化フォーラム」を実生活と関わりが無いという理由で中止した。

3月の市立美術館開館に合わせて準備されてきた「第3回釜山アジアンウイーク」も、釜山市が予算6億ウォンを今年の予算編成過程で削ったため、中止の危機にある。

群山市が10月に開く予定であった国際自動車競技大会「F1グランプリ」もスポンサーが付かず来年10月に延期され、益山市もグランプリに合わせて準備してきた世界宝石祝祭を1年後に延期し、宝石博物館完工に合わせて2000年に開催する案を検討中だ。

また、11月全羅南道で開かれる予定であった「環黄海沿岸韓中省市道首長会議」も来年以降に延期される見通しで、大田市が6億ウォンの予算を確保して9月末に開くことについていた「大田世界太鼓祭り」もやはり来年以降に延期された。

9月10日から2ヶ月間慶州普門觀光団地で開かれる「98世界文化エキスポ」は、規模が縮小される。国費150億ウォン等440億ウォンを確保して行事を準備してきた慶尚北道は、政府の予算削減の対象にこの行事が含まれることで行事規模の縮小が不可避になったと明らかにした。

光州市でも、景気沈滯が継続すれば、2年毎に開催してきたビエンナーレの開催周期を3年に延ばし、トゥリエンナーレに変更するという意見も出てきている。

(1月19日付け中央日報)

(2) ソウル市負債－為替差損 1千億（1月）

地下鉄建設等で今年、5兆1,600億ウォンの負債を負っているソウル市がドル為替レート急騰で1千億ウォン程の為替差損を受けたことが明らかになった。

21日ソウル市によれば、今年中に満期が到来する世界銀行(IBRD)借款等の償還と関連し負担しなければならない金額は予算編成当時の昨年11月4日を基準に当初2063億7300万ウォンだったが、最近ドル為替レートが急上昇したことにより1,001億4,200万ウォン増え、3,065億1,500万ウォンと集計された。

これにより、今後対ドル為替レートが1,600ウォンの線を維持する場合、追加負担額は1,000億ウォンを越えると見られる。

ソウル市の差損は当初、地下鉄公社等傘下投資機関の負債を昨年11月のドル当り為替レート910ウォンと昨年12月初めのドル当り為替レート1,100ウォンとを基準に為替差損を計上していたが、今回集計された追加負担額は最近相場であるドル当り1,632ウォンに換算して算出された金額である。結果的に市民のために使用すべき1,000億ウォンを負債の元利金償還を前に為替差損で失うことになる。

市は、今のところ差損金額は1,000億ウォン台であるが、経済専門機関で予測したドル為替レートが年末までに1,200～1,300ウォン台を回復した場合、追加負担額は800億ウォン台に落ちると見ている。

市は、この場合、為替差損による追加費用財源を確保するために経常費支出を抑制し、事業規模を縮小する一方、輸入される地下鉄関連装備と環境汚染測定装備、市立病院医療機器などの購入時期を調整するという方針を立てている。市は、このような計画が完全に履行された場合、為替差損による追加費用を十分に調達できると見ていく。

(1月21日付け朝鮮日報)

(3) 慶州「'98世界文化エキスポ」規模縮小不可避（1月）

来る9月10日から2ヶ月間世界70ヶ国余りが参加、慶州普文観光団地で行われる「'98世界文化エキスポ」がIMF寒波によって行事規模が縮小される見通しだ。

慶尚北道関係者は9日、国費150億ウォンと地方費154億ウォン、民資100億ウォン等、全部で404億ウォンの予算を確保し慶州世界文化エキスポ行事を準備してきたが、政府予算縮小計画に文化エキスポが含まれたことにより、行事の縮小が

不回避であることを明らかにした。

道は昨年11月18日文化エキスポ組織委員会の第3次執行委員会を開いて行事実行計画を確定し、同月20日に普門団地15万7千坪余りの敷地でテーマ館と世界文明館、未来世界館、公演場等の施設建設工事起工式を行った。

これと共に昨年日本をはじめ、米国、中国等100ヶ国余りに民俗公演団と、文化と関連した展示会参加を要請し、現在40ヶ国から参加の意思表示を受けた。しかし道はIMF支援が決定した昨年12月初め、祝祭的行事を自制せねばならないという世論のため、執行委員会を開いてエキスポ開催を再検討した結果、ドル為替レートの急騰で外国人観光客誘致が容易になったうえに、既に外国に参加を招請した状態であるので、国際信任度などを考慮し行事を行わざるをえないという意見に達した。

これに伴い道は、政府と大統領職引受委に行事開催の必要性を説明して国費支援予算を要請する一方、国費支援額が減ることに対応し行事を縮小する案も検討している。また映像館、未来世界館等に設置される各種装備は最大限国産品を使用することとした。

(1月10日付け朝鮮日報)

(4) 外国航空会社ソウル路線相次いで運航中断、縮小(1月)

国際通貨基金(IMF)寒波にともなう海外旅行客減少等で、今年に入り外国航空会社のソウル路線運航中断及び縮小が相次いでいる。

20日、建設交通部によれば、豪州カンタス航空は週4回運行していたシドニーー^{ソウル}路線運航を去る15日から週2回に減らしたのに続き、2月1日からは運航を中断することにし、オーストラリアのアンセ航空も週2回のシドニーソウル路線を2月8日から廃止することにした。

またタイ航空はバンコクー^{ソウル}路線の運航回数を週25回から週21回に、インドネシアのガルーダ航空はジャカルタ^{ソウル}路線を週7回から週3回に各々縮小する予定だ。

これに先だってコンチネンタル航空は昨年12月29日からグアムー^{ソウル}路線、ニュージーランド航空とトルコ航空は去る1日からオークランド及びイスタンブルからソウルまでの路線運航を各々中断した。

外国航空会社の航空旅客輸送実績は昨年、日本行は14.9%、米国行は10.7%、

ヨーロッパ行は10.7%各々増加したが、豪州及びニュージーランド、中東地域行は6.7%、東南アジア行は3.3%各々減って、この地域の航空会社のソウル運航が相次いで廃止または縮小されている。

一方、大韓航空とアシアナ航空等、韓国航空会社も海外旅行客急減等で、昨年10月25日に冬季ダイヤでの運行が始まって以来、国際線運航を相次いで中断あるいは中断する予定にしている。

大韓航空の場合週12回運航していたソウルーサイパン路線等、4路線の運航を中断あるいは中断する予定で、清州・光州空港の国際線連結便を運休し、ソウルー札幌等19路線の貨物を含んだ週26回の運航を縮小あるいは縮小する計画だ。

アシアナ航空はソウルーマカオ等、8路線週31回の運航を中断あるいは縮小し、清州ー釜山ー大阪路線中、清州ー釜山区間を運航中断し、光州ー釜山ー大阪路線の光州ー釜山区間の運航も中断した。 (1月20日付け韓国日報)

(5) 金大中第15代大統領就任(2月)

憲政50年で、初めて与野党政権交代を成し遂げた金大中大統領が、25日第15代大統領に就任し、「国民の政府」を公式にスタートさせた。

金大統領は、この日正午、内外から4万3800人余りが参加した中、ヨイド島国會議事堂前広場で行われた就任式で就任の宣誓を行い、「国難克服と再跳躍の新時代を開こう」と題した就任の辞を通じ、自身が危機克服に率先することを固く誓った。

金大統領は「今この国は政治、経済、社会、外交、南北問題等あらゆる分野で挫折と危機に置かれている。」と総合的な改革の必要性を強調し、「なによりも政治改革が先行されるべきだ。」と力説した。

また、これまでの政治的な対立に対しての政治報復を全面的に否定し、地域間の感情対立については「いかなる差別と特典も容認しないし、どの地域政権であるからとか、道出身による差別だという話を無くし、国民的統合を図る。」と宣言した。

経済状況については「今後1年間物価は上昇して失業は増加するとともに所得は落ち込み、企業の倒産は続出する。」と全面的な危機状況であることを指摘し「政治、経済、金融を率いてきた指導者が、政経癒着と官僚支配金融体制に染まっていなければ、そして大企業が競争力の無い企業を抱え込まなければこのような不幸は起こって

いない。」と語り、「このような破綻の責任は、必ず国民の前に明らかにされなければならない。」と経済聴聞会を開催して関係者の責任追及をすることを明らかにした。

南北関係に対しては、南北離散家族の再開と書信交換の実現を促した後「（南北間で1991年に交わした）南北基本合意書履行のための特使交換を提起して、北朝鮮が望むならば首脳会談にも応じる用意がある。」と提案した。

このほか安保体制や教育改革などの懸案についての所信を述べ、就任式が終わった後引き続き祝賀パレードを行い、青瓦台の大統領府へ移り大統領としての執務を開始した。

(6) 大邱市外資3億ドル「どうやって返すか」戦々恐々（2月）

IMF救済金融を受ける前に借り入れた外資3億ドルで大邱市が苦境に陥っている。国家信用度が急落し、外国投資機関が早期返済を要求しているためだ。

大邱市は、昨年10月アメリカ金融市場でヤンキーボンドを発行し、10年据え置き一時償還条件で3億ドルの外資を調達した。市はこのうち8,200万ドルをウォンに換金し、そのうち799億ウォンを道路建設事業などに使い、262億ウォンは保管中である。両替時の換金レートは1ドル1,300ウォン台であった。残りのお金は、外換銀行に預金している。

ところが最近外国投資機関が来月9日までに償還するよう要求をしてきた。償還要求額は、利子を合わせて3億853万ドル。銀行に預金中のドルを差引いて大邱市が準備しなければならない資金は8,631万ドルに達する。1,600ウォン台の為替レートで計算すると約1,380億9千万ウォン。

問題は8,631万ドルの調達とこの部分に対する為替差損であり、現在の為替レートをドル当り1,600ウォンと考えると為替差損だけで258億9千万ウォンに達する。

市は外国投資機関から短期資金を借りる方法と韓国銀行の外国為替保有資金から支援を受ける方法を検討中であるが、どれもうまくいかない場合は、やむを得ずウォンをドルに替え償還するしかない。

その上この外資を勘案して編成した予算案の修正と道路建設事業の大幅な縮小が不可避な状況である。

（2月10日付け朝鮮日報）

(7) 今年の経済成長率1%未満、物価上昇率は9%台維持—I MFと指標数値合意 (2月)

政府と国際通貨基金（I MF）は、今年国内総生産（G DP）基準成長率を1%未満とし、消費者物価上昇率は年間9%水準を維持することで合意した。財政経済院は、4日I MFとのマクロ数値指標修正作業が大筋で合意に達し、現在最終の文章修正作業に入っていると明らかにした。まず成長率は、当初の1~2%から1%未満に減らし、物価上昇率は、先月暫定合意した通り9%水準に確定した。

最大争点であった高金利政策と関連し、第1四半期本源通貨（R B）増加率は、当初合意した14.9%を維持するようにした。但し総流動性（M3）増加率は年間12~13%にしたが上半期には多少余裕をもって通貨を発行し、下半期には緊縮運用することとした。

財政経済院関係者は「通貨政策は、先月合意した年間目標通りにしたが、分期別通貨増加率を多少流動的にして金利を段階的に下方調整することで意見が一致した。」と語った。また、為替展望については、当初3月末基準1ドル=1,375ウォンと予想したが、これを多少上方調整する見通しである。 (2月5日付け中央日報)

(8) 今年のG DP規模世界17位に転落(2月)

今年のG DPを基準にした韓国の総経済規模が世界11位から17位に6段階下落し、1人当たり国民所得は、6,600ドル水準に減少する見通しである。

L G経済研究院は20日、今年の韓国経済の成長率が-1.3%に落ち込んだ上ウォンの価値が急激に下落し、G DPは3,121億ドルを記録してロシア、メキシコ、インド、オランダなどよりも低い世界17位のレベルまで落ち込むだろうと予測した。韓国は、96年G DPが4,846億ドルで世界11位を占めた。

研究院はまた、1人当たりの国民所得は、2年間続いた1万ドル時代に終わりを告げ17年ぶりに減少した昨年に続き、今年は、6,664ドル（年平均為替レート1ドル=1,445ウォンで計算）に下落し、92年水準まで戻るとの見通しを発表した。

これに伴い、96年米国の37.2%のレベルに達した韓国の国民所得水準は、今年の米国の予想所得の21.3%レベルに落ちるなど先進国との所得格差が大幅に拡大すると予想されている。

研究院はまた、これまで過大評価されていた韓国経済のバブルが一度にはじけ、高物価、高失業、低所得など国民の苦痛が増大し、韓国のGDPが再び世界11位に復帰するのは2001年以降になるとの見通しを示した。 (2月20日付け朝鮮日報)

(9) 政府組織改編 (2月)

政府組織法改正案は、与野党折衝が難航し、17日未明ようやく国会を通過した。

当初の政府案では、大統領府傘下機関として中央人事委員会と企画予算室を新設し、人事と予算を大統領が直轄する構想であったが、大統領への過度の権限集中を危惧する多数野党であるハンナラ党の抵抗により、中央人事委員会は草案に盛り込まれず、予算については、予算編成指針作成機能と予算編成・執行・監督機能を分離した上で、前者を大統領府傘下の企画予算委員会に、後者を予算庁へ移した。

今回の改編では、大幅な機構の縮小が図られ、政府組織が2院14部5処14庁から17部2処16庁へ移行し、長官は23名から17名へ減少した。権限の集中と経済運営の失敗で批判が強かった財政経済院を解体し、予算機能を移管した上で部へ格下げした。

大統領府と総理室の権限は拡大した。大統領府傘下の企画予算委員会において今後行政改革・財政改革が継続的に推進されることとなり、国務総理傘下に長官級の国務調整室を置き、行政各部を強力に統括すると同時に同じく傘下機関の金融監督委員会、公正取引委員会において経済政策全般に影響力を行使できるようになった。(別図)

(10) 仁川市大型事業つまずく一資金難で地下鉄1号線・松島新都市等事業延期 (3月)

仁川市が推進している都市地下鉄及び松島新都市・中国丹東産業団地建設等大型事業が財源不足と事業妥当性欠如などの理由で大きくつまづいている。

19日仁川市側によると、93年着工された仁川地下鉄1号線(24.6km)の場合、事業費調達が困難などの理由で竣工が当初計画より1年遅れた来年上半期に伸びたが、これさえも難しいと予想されている。

市側はすべての地下鉄建設予算2,920億ウォンの中で、1,526億ウォンを国庫補助でまかなう予定であったが、219億ウォンが削減された上、市負担予算8

76億ウォンも税収が激減し、予定どおり支援できるか不透明である。さらに建設原資材の価格上昇により工事費がさらに上がると見られ、負担が増加している。

現在75%まで完成している地下鉄1号線建設が遅れる場合、2015年まで順次計画的に推進しようとしていた2・3号線計画にも影響を及ぼすものと見られている。

また事業着手5年目である松島新都市事業は、今年から4年間本格的な投資が必要な時期であるが、用地売却収入や借入金などの財源調達が思い通り行かず苦しんでいる。

昨年まで総471億ウォンの予算を投入し、一部護岸や埋め立て工事はしたが、今年1,567億ウォンに増えた予算の確保が難関にぶつかっている。一方、中国遼寧省タンドゥン市に、昨年5月から73億ウォンの予算で50の企業を進出させるため推進している仁川ダンドゥン事業団地事業は進出希望企業がなく宙に浮いている。この5月に敷地造成工事が開始される予定であるが、企業の進出契約はいまだに1件も成立していない実状である。

(3月19日付け韓国日報)

(11) 4月1日統合麗水市・安城市・金浦市スタート(3月)

4月1日から全羅南道麗水市、麗川市と麗川郡3市郡が一つに統合され、麗水市としてスタートする。京畿道安城郡と金浦郡もそれぞれ市に昇格する。

これに伴い全国の基礎自治団体数は72市-91郡-69区となり、新たに人口33万人、1邑-6面-21洞の都市となった麗水市の場合は、木浦市、順天市に続く全羅南道第3の都市となる。

また現在1邑-12面の安城郡と1邑-6面の金浦郡の場合、安城邑と金浦邑がそれぞれ3つの洞に分かれて本格的な都市行政サービス体制を整えるようになる。

安城市は人口12万8,000名で首都圏南部及び西海岸時代の拠点都市として、12万4,000人の金浦市は金浦空港、仁川新空港、京仁(ソウル-仁川)運河が交わる交通の拠点として今後さらに発展する展望だ。(3月31日付け中央日報)

*邑、面、洞は基礎自治団体の下部行政単位で、一般的に邑・面は農村部に、洞は都巿部に置かれる。

(12) 1月韓国人海外観光88%急減(3月)

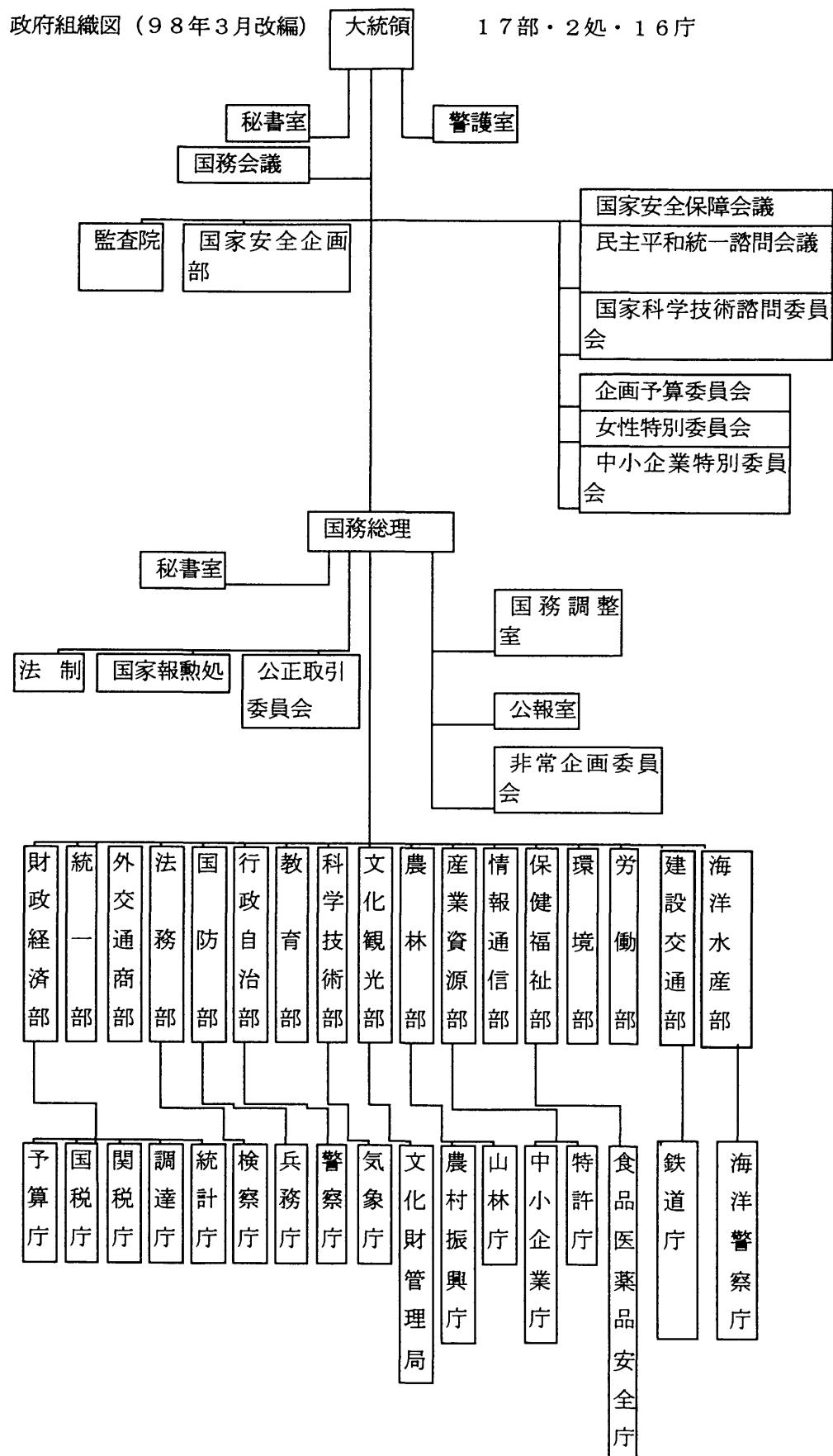
国際通貨基金（IMF）寒波が本格的に始まった1月中に、海外に出て観光を楽しんだ韓国人数が昨年同期に比べて88%も減少した。9月一般旅行業協会と業界によれば、1月中の団体海外観光商品取扱30大旅行社が海外に送り出した韓国人団体観光客は8,942人で、昨年同期の79,479名に比べて88.7%減少した。またこれらの業者の海外送り出し売り上げも625万ドルで昨年1月の7,924万ドルより92.1%下落する等IMFの影響で海外観光が大きく減少したことが明らかになった。30大旅行社中、1月中海外送り出し実績が20名未満の業者は9業者に達し、100名を越えた業者は8業者に過ぎなかった。

一方30大業者等の1月中誘致実績は72,182人で昨年同期比12.1%増えたが、売り上げは1,017万ドルで20.7%減少した。このように人員は増加したのに売り上げが減少したことは、売り上げが米ドルで算定されるためであり、韓国ウォンで換算した売り上げはかなり増加している。

業界関係者は「完全に凍り付いた旅行景気がいつ回復するのか見通せないので、旅行企業等の自主廃業等が順次増えていくだろう。」と語った。

(3月9日付け朝鮮日報)

別図



(13) 「2002年ワールドカップ サッカー」の動き（1月）

昨年12月29日に韓国内開催10都市を発表した際に暫定保留としていた2002年サッカーワールドカップ大会（W杯）のソウル開催が、24日に開かれた韓国W杯組織委員会執行委員会で確定した。

最後まで難航していた約2千億ウォンのサッカー専用競技場建設費の負担割合を、ソウル市が30%、政府が30%、残りをサッカー協会や、国民体育振興公団及び民間資本誘致で賄うという案で、合意に至った。ソウルの専用競技場では、開会式、開幕戦や準決勝が行なわれる予定。

なお、すでに確定した残り9都市のうち、特に国庫支援を受けないことを条件に選定された水原、全州、西帰浦の各市とも国家経済危機による緊縮財政の下、財源確保に苦心しており、あてにしていた民間資本誘致も不透明な状態で、地元から開催を危ぶむ声が出始めている。また、ソウルをはじめ建設未着工の都市も多く、果たして本当に2002年に開催できるのか、という懸念が広まっている。

一方、政府はW杯開催を契機とした外国人観光客誘致のための協議会の結成を計画しており、メンバーは文化体育部観光局長や韓国観光公社社長、W杯組織委員会競技運営局長及び開催10自治体の文化観光局長などで構成される。

協議会では、韓国内各自治体の観光PR活動や、情報収集及び通訳ガイドの確保などを行うこととしている。

(14) 金次期大統領ワールドカップサッカー場建設計画再検討指示（2月）

金大中次期大統領が、3日、大統領職引受委員会全体会議で、ワールドカップサッカー場建設計画を再検討するように指示した、と5日付けの各紙が伝えた。

各紙によると、金大中氏は、国の状態が厳しい時に、多額の費用をかけて10個所ものサッカー場を新設することについて疑問を提起し、既存施設を活用する案を検討するよう求めた、とされる。

この件と関連して、引受委の李鍾贊委員長は「文化体育部等関連部処とサッカー競技場建設費用を最大限節約する方案を協議する方針」としながらも、「しかし、金次期大統領は、ソウル上岩洞に建設予定の主競技場を建てるなとは言わなかった。」と話した、と東亜日報は伝えている。

また、韓国日報は、ワールドカップ組織委関係者が、「これまで十分な国民的議論を重ねて決定したことを、今さら新政府の決定事項とすることは問題がある。」と不快感を示した、との記事を掲載している。

シドニー事務所

オーストラリア

(1) 連邦政府公文書の非公開期間の見直し勧告（1月）

オーストラリア法律改革委員会(Australian Law Reform Commission)は、連邦政府の公文書の保存に関する調査結果を踏まえ、政府が保有する機密文書の非公開期間を一部短縮すべきであることを報告書の中で勧告した。

報告書は、現在の文書保存法(Archive Act)が非公開期間を原則として30年としていることは支持しているが、非公開期間が50年又は永年に延長されている文書の一部については、期間を延長する正当な理由がなく、通常の30年で公開すべきであるとしている。

また、現行法で唯一無条件に30年以上の非公開期間が設けられている閣僚ノート(Cabinet ministers' notebooks)(50年非公開)について、例外なく20年長い非公開期間を設けるべき理由はないとして、その短縮を勧告している。

そのほか、報告書の勧告には、大臣の判断で通常の30年の非公開期間を延長できる制度を見直すこと、連邦政府の保有文書の非公開期間を最長でも100年とするなどが含まれている。

（1月5日付シドニーモーニングヘラルド）

(2) 技術を持った移民の流入の経済効果（1月）

連邦政府移民省の調査によれば、過去3年間にオーストラリアに移住した技術移民は3,600人相当の雇用を創出し、1人当たり50万豪ドル以上の経済効果を同国にもたらしている。

ラドック連邦移民大臣は、「移民の流入がオーストラリア経済に悪影響を与えるとの批判があるが、この調査結果からも、技術移民がオーストラリア経済に恩恵をもたらしていることは明らかである。また、オーストラリアを訪問する学生及び旅行者の数は依然として増加する傾向にあり、移民受け入れ廃止を主張するポーリン・ハンソン議員の言動は、オーストラリアの観光地としてのステータスには影響を与えていない。」と語った。

移民省の調査結果の概要は以下のとおりである。

- ・ 技術移民の78%が自ら事業を経営。
- ・ それらの事業は、平均で7.4人の雇用を創出。
- ・ 62%の事業は製品を輸出。
- ・ 12%の事業は年間百万豪ドル以上の製品を輸出。

- ・ 23%の事業は輸入代替品を販売。
 - ・ 26%の事業は年間百万豪ドル以上の純益を計上。
- こうした事業による輸出を通じて、技術移民は、オーストラリアの国際収支不均衡の是正にも貢献している。 (1月5日付シドニーモーニングヘラルド)

(3) 外部委託の情報公開への影響に対する懸念 (1月)

行政サービスの外部委託が行われた場合、情報公開法(Freedom of Information Act)に基づく情報開示請求を行うことができなくなるため、大規模な外部委託が進められれば、政府の国民に対する説明責任(Accountability)が全うされなくなるおそれがある — 行政改革評議会(Administrative Review Council)の討論ペーパーはそのように警告した。これは、外部委託の国民への影響に関して、同評議会が1996年から行っていた調査を踏まえたもので、最終報告書は1998年4月にウィリアム連邦法務大臣に提出されることになっている。

この討論ペーパーの中で、同評議会は以下のことを指摘している。「本来、情報公開法は、国民が情報にアクセスする権利、誤った情報の訂正を求める権利を保障することを通じて、国民の権利・義務の正当な行使及び十分な情報に基づく選択を可能にすることを目的とする。しかし、情報公開法は、政府機関が保有する情報についてのみ、それらの権利を国民に認めており、外部委託された行政サービスの提供を行う民間企業には同法は適用されない。これは、国民の情報へのアクセス権、訂正権を限定することにつながり、外部委託先及び政府機関の事務能率を国民が評価することが困難になる。このほかにも、外部委託が行われた場合の問題点として、外部委託先企業への苦情申立てについてはオンブズマンが調査できないこと、外部委託先企業の決定については国民は訴訟を提起できること、「営業上の秘密」が詳細な調査の壁になることが増えることなどが挙げられる。したがって、外部委託先企業が保有する文書の一部は政府が保有しているものとみなし、国民のアクセス権を認めるとともに、外部委託が行われた場合の苦情申立ての手段も整備し、政府の説明責任を確保するようになることが急務である。」 (1月6日付シドニーモーニングヘラルド)

(4) 公務員数削減の状況 (2月)

オーストラリア統計局の発表した統計によれば、行政改革の一環として政府が公務員数の削減を進めている影響を受け、1997年8月までの16ヶ月間にNSW州内の連邦公務員の4分の1に相当する3万人以上が解雇され、それにより推計で5億豪ドル

ルの所得が失われた。

この統計によれば、1997年8月までの過去16ヶ月間のNSW州における公務員数は、連邦政府公務員は108,000人から78,000人に、州公務員は358,000人から342,000人に、地方自治体公務員は52,000人から43,000人に、それぞれ減少している。また、オーストラリア全体では、150万人であった公務員数が140万人と、10万人減少している。

連邦政府は、組織の統廃合等の行政改革を今後も推進していく考えであり、NSW州内では、地方部の税務署並びに都市部及び地方部の健康保険出張所、職業安定所及び福祉事務所の閉鎖が予定されている。（2月9日付シドニーモーニングヘラルド）

（5）共和制の是非を問う国民会議の実施（2月）

2月2日から2週間にわたり開催された共和制の是非を問う国民会議には、152名の代表者が参加し、オーストラリアの共和制への移行の是非、その場合の共和制のモデルのあり方などについて議論を行った。その結果、イギリス女王を元首とする現在のシステムを共和制に改めるかどうかについて、1998年に憲法改正のレファレンダム（国民投票）が実施されることになった。

国民会議では、代表者の半数以上を共和制支持者が占めていたが、元首の選出方法などに関して意見の一一致に至らず、同会議で最大多数を占める「オーストラリア共和制運動」の支持する共和制モデルも、過半数の同意を得ることはできなかった。しかし、会議最終日にレファレンダムを実施すべきか否かについて採決が行われ、133の賛成多数でレファレンダムの実施が可決された。この結果を受け、ハワード連邦首相は、1999年に憲法改正のレファレンダムを実施することを約束した。

この国民会議の決議の内容は以下のとおりである。

●次のような共和制案をレファレンダムに付する：

- 一大統領（オーストラリア国民にのみ就任権あり。）は、連邦首相の推薦に基づき、議会の2/3以上の多数の議決により任命される。
- 一連邦首相の推薦に先立ち、議会議員及び国民の代表から成る大統領選考委員会が予備審査を行い、大統領候補リストの中から候補者を限定する。
- 一大統領の解任は連邦首相の専管事項とする。解任権を行使した場合は30日以内に下院の承認を得なければならず、承認が得られない場合は、首相不信任決議がなされたものとみなす。
- 一大統領の権限は、現行の総督の権限と同様の内容のものとする。

- 連邦が共和制を採用しても、各州政府にはその影響は及ばず、各州元首の名称、役割、権限、任命、解任などは各州政府の責任で決定する。
- 新憲法の前文に、先住民の存在、法の下の平等、両性の平等、文化的多様性の認知等の内容を盛り込む。
- 「オーストラリア連邦(Commonwealth of Australia)」という国名は変更せず、英連邦からは脱退しない。「王立(Royal)」、「国王(Crown)」及びこれに関連する呼称は残すが、女王の姿が刻印された通貨は徐々にその使用を取りやめる。
- レファレンダムの結果、共和制への移行が決定した場合、レファレンダムの実施から2~5年の間に国民会議（代表者の2/3を国民の投票により選出。）を開催し、施行された共和制の適否その他の憲法問題について検討を行う。
- 国旗の変更は、国民投票によるものとする。

国民会議終了後に、ヘラルド社が実施した世論調査によれば、共和制への支持率は43%にとどまり、「現行制度支持」が45%、「わからない」が11%となっている。1901年に連邦制が成立して以来、現在に至るまでに合計で42回の憲法改正レファレンダムが実施されているが、そのうち憲法改正が実現したのは8回のみで、過去20年間には一度も憲法改正は行われていない。共和制への移行について問うレファレンダムでも、共和制支持派が苦戦を強いられるという見方が今のところ強い。

(2月14日付シドニーモーニングヘラルドほか)

(6) 政府の産業支援策への疑問（2月）

連邦政府の産業委員会(Industry Commission)は、州政府の産業支援関連支出は総額57億豪ドル(国民一人当たりA\$313)に及んでいるが、各州間の熾烈な企業誘致競争のために、それらの支出は有効に活用されていないと指摘する報告書を発表した。

報告書の内容は以下のとおりである。

- 各州政府の産業支援策を通じての企業誘致策は、州間での企業・雇用の奪い合いを助長しているだけで、何ら恩恵をもたらしていない。
- 産業支援策の決定が秘密裏に行われている場合が多く、このことは公務員の利益相反行為を招く可能性がある。
- NSW州政府は、税制・金融などの措置を通じて、各州政府の中で最高の総額19億豪ドル(シドニーオリンピック、州立美術館、州立博物館などの関連支出も含む。)に及ぶ産業支援策を実施している。

- 企業誘致競争に歯止めをかけるため、州政府間で合意を取り交わす必要がある。
- 各政府レベルの産業支援関連支出は、連邦政府が99億豪ドル、州政府が57億豪ドル、地方自治体が1億4,500万豪ドルとなっており、国民一人当たりの負担はA\$872となっている。

NSW州大蔵大臣報道官は、「企業誘致のために産業支援策を講ずることが州の利益のために必要な場合もあるだろうが、産業支援策を通じての州間の企業誘致競争の激化が州の生産性に悪影響をもたらすという産業委員会の見解は基本的に支持できる。」と語った。

連邦政府も、この報告を踏まえて、今後、連邦及び州政府の産業支援に関わる責任の明確化について検討を進める意向を示している。

(2月24日付シドニーモーニングヘラルド)

(7) 各州への交付金に関する連邦交付金委員会の勧告(2月)

「連邦交付金委員会 (Commonwealth Grants Commission)」は、各州に交付する連邦交付金の算定に当たって、NSW州の財政収入能力の低下を考慮し、同州への交付金額を最低でも1,000万豪ドル増額すべきであるとの勧告を行った。

連邦交付金委員会は、総額200億豪ドルの連邦交付金のうち、30% (60億豪ドル) をNSW州に配分することとし、ビクトリア州、クイーンズランド州及び西オーストラリア州については、州経済の急速な発展を考慮し、交付金額を減額することを勧告した。この勧告内容に対して、イーガン NSW州大蔵大臣は「NSW州への連邦交付金が増額されたとしても、交付金制度を通じて、連邦政府がNSW州で徴収した税収のうち、14億豪ドルが他州に移転していることに変わりはない。」と述べている。

この勧告を踏まえ、3月に開催される首相会議(Premiers' Conference) (連邦首相、連邦大蔵大臣、各州首相及び各州大蔵大臣で構成。) で、各州への交付金額の検討が行われる。

オーストラリアの連邦交付金の約5割は使途を特定しない一般交付金であり、その約9割を占める「財政援助交付金(Financial Assistance Grants)」の交付額は以下の算式により算出される。

$$(交付金総額 / 総人口) \times \text{当該州人口} \times \text{当該州に係る人口当たり係数}$$

$$= \text{当該州への交付額}$$

このうち、交付金総額は、首相会議において連邦政府が予定額を提示する。人口当たり係数は、連邦交付金委員会の勧告に基づき、首相会議で決定される。この係数は、

各州毎の人口一人当たり標準的行政経費不足額を、国全体での人口一人当たり標準的行政費不足額により除して得られる数値であり、財政力の弱い州ほど1より大きくなる。

(2月25日付シドニーモーニングヘラルド)

(8) 郵便事業への民間参入を認める勧告（3月）

連邦政府の国家競争委員会は、その報告書の中で、現在連邦政府の事業体であるオーストラリアポスト(Australia Post)が独占している郵便事業に、2000年1月までに民間企業の参入を一部認めるべきであると勧告した。

この勧告の内容は以下のとおりである。

- ・一般家庭の書簡等を対象とする郵便業務については、引き続きオーストラリアポストの独占を認めるが、全郵便物の86%を占めるビジネスレター（企業等が事業のために発送する書簡等）については、民間企業の参入を認めること。
- ・オーストラリアポストは、45セントの料金で全国どこにでも手紙を配達する義務を引き続き負うこと。それに伴うコストについては、補助金などの形で補填を行うこと。
- ・ビジネスレターの料金の上限は45セントとするが、それ以下の料金を設定してもよいこと。

現在、連邦政府と州政府の合意に基づいて、公的サービスへの競争原理の導入を内容とする競争政策が展開されており、連邦政府がこの勧告を受け入れない場合には、州政府レベルでの競争政策の推進に悪影響が及ぶことから、連邦政府は郵便分野の規制緩和に踏み切るとの見方が強い。

郵便事業への民間参入が認められた場合、参入企業は、都市部でのサービスに特化することを通じて、料金の引き下げを行い、郵便市場での競争の喚起に寄与すると期待されている。一方で、オーストラリアポストは、この規制緩和策が実施されれば、大幅な収入減になり、連邦財政に深刻な影響が及ぶとしている。また、連邦事業体の労働組合は、この改革が行われた場合、オーストラリアポスト全職員40,000人の37.5%に相当する15,000人の解雇につながると警告している。

(3月12日付シドニーモーニングヘラルド)

(9) 透明性の一層の向上に向けた自治体法改正（3月）

NSW州地方自治体法の改正が1998年3月2日から施行され、議会の会議を非公開とする場合の要件が厳しくなるとともに、自治体が保有する情報への住民のアクセ

スが拡大される。

主な改正点は次のとおりである。

- ・各自治体は、議会（委員会を含む。）の会議の総時間のうち非公開で開催された時間の割合を示した報告を地方自治体大臣に提出しなければならない。
- ・建築・開発許可申請を審議する会議について、住民の反対を回避したり、申請者の潜在的な競争相手から守るために非公開とすることは原則としてできない。
- ・会議を非公開としようとする場合は、住民に告知し、それに対して住民が意見を述べる機会を与えなくてはならない。
- ・会議を非公開とすることを決定した場合は、非公開とした理由を議事録に明記しなくてはならない。
- ・会議を非公開とできる理由は、秘密の保持、特別に認められた権利の保護及び安全の保障に限られる。
- ・地方自治体の保有する情報について、営業の秘密にかかわる情報を除き、営業報告書、議会議事録、開発許可申請書、建築確認申請書などの文書も、住民の請求に応じて公開しなくてはならない。(2月28日付シドニーモーニングヘラルド)

(10) シドニーの社会構造の変化（3月）

オーストラリア統計局が1996年国勢調査の分析結果から作成した「社会アトラス(A social atlas)」によれば、シドニー地域の住民の収入及び教育水準は改善し、失業率は低下している。

このアトラスの内容は以下のとおりである。

- ・全住民の約34.5%の出生地は海外である。これらの海外出身者のうち、16.5%は英国又はアイルランド、15.9%は南ヨーロッパ（主にイタリア、ユーゴスラビア、ギリシア）、15.1%は東南アジア（主にベトナム、フィリピン）からの移民である。
- ・18.7%の世帯の年間所得は7万5,000ドル以上である（10年前には、実質ベースで同等の所得層の割合は13%であった）。また、労働人口のうち管理職・専門職に分類される者の割合は29%で、10年前と比較して6ポイント増大している。
- ・一方で貧しい世帯の割合も増えており、週給300ドル以下の世帯の割合は17.7%（1986年の実質ベースで同等の所得層の割合は12%）であり、全世帯に占める片親世帯の割合も、過去10年間で1.2ポイント上昇し、9.2%となってい

る。

- ・労働人口の21.1%を大学卒業者が占めており、過去10年間で11.3ポイント上昇している。
- ・失業率は7.3%（1986年は8.6%）で、州都の中で最も低い。
- ・自動車を所有していない世帯は17.1%、公共交通機関を通勤に利用する労働者の割合は22%で、これらはいずれも州都の中で最も高い。ただし、公共交通機関の通勤利用は1991年の25%から減少している。
- ・子供を持たない共働き夫婦世帯の比率が1991年の6%から7.3%に増加している。

(3月5日付シドニーモーニングヘラルド)

(11) クイーンズランド州の不動産への日本からの投資の後退（3月）

同州の不動産への外国からの年間新規投資額に占める日本の割合は、7年前の78%から昨年は7%にまで低下した。

96年度における同州不動産への海外からの新規投資総額は4億5,600万ドルであり、国別ではニュージーランドが1億3,100万ドルでトップを占めた。アジア各国では、シンガポールの9,100万ドル、香港の2,500万ドル、インドネシアの1,350万ドル、台湾の930万ドルと続くが、いずれも通貨危機の影響で95年度よりも大幅に減少している。90年代はじめのピーク時には年間2億4,200万ドルにも達した日本からの新規投資は、96年度は3,450万ドルにまで後退した。

投資先の地域では、依然としてゴールドコーストの人気が高く、海外からの新規投資額全体の67.6%を占めている。その有力な売り手が80年代後半から90年代後半にゴールドコーストの不動産を盛んに購入した日本の投資家で、購入時の約1/3の価格で売却しており、その損失総額は10億ドルに上ると推測されている。それでも現在なお、日本の投資家全体で、ゴールドコーストの不動産を2,415区画、3,086ヘクタール所有しており、その価格総額は20億ドルと見積もられる。

クイーンズランド州全体では、日本の投資家は約5万5千ヘクタールを所有、約12万ヘクタールを賃借しており、その大部分は州西部及び北部を中心とする農業用地である。海外投資家による同州の土地保有では、国別では、英国（約8万9千ヘクタール所有、約60万ヘクタール賃借）と米国（約8万8千ヘクタール所有、約100万ヘクタール賃借）が上位を占めている。

(3月23日付オーストラリアン)

ニュージーランド

(1) オークランド大停電の波紋（3月）

オークランド市（NZで人口が最大の約35万人都市。都市圏の人口は約100万人）の中心市街地で続いている大規模な停電は、発生から半月を過ぎ、3月10日によく回復した。NZのビジネス中心部を長期にわたりマヒさせた、この大停電による経済的なダメージは数億NZドルにも上ると見られ、98年度の経済成長率の予測を0.25～0.35ポイント下方修正する必要があるとの見方もある。

この停電の原因は、電力を供給する4本の大型ケーブルの故障による。まず、1月22日に大型ケーブルの1本が故障し、2月9日に2本目が故障した。この時点で、電力供給量は通常の半分となった。さらに、残りの2本のケーブルも、2月18日と19日に相次いで故障した。電力は緊急用ケーブル1本のみからの供給となり、通常440キロボルトの供給量は22キロボルトにまで落ち込み、救急サービスや病院を中心に供給されるのみとなった。この非常事態に対し、オーストラリアのケーブル技術者の派遣も要請するという異例の体勢で復旧に当たったほか、オーストラリアから発電機7機を2週間当たり200万NZドルでレンタルするなどして、3月5日までに、約40%の供給量まで回復し、10日に至りほぼ復旧した。

同地区に電力を供給するマーキュリー社は、1992年にそれまでのオークランド市電力委員会が公共事業体化（corporatisation）されたもので、この5年間に職員数を半減させるなど、大幅なリストラを推進して収益の拡大に成功してきたが、こうした民営化後の収益優先の経営が今回の停電の一因という批判も一部からなされており、特に、ケーブル点検管理部門が民営化後の競争入札の結果、外部委託され、蓄積されていた専門技術が失われたことが指摘されている。しかし、故障の直接の原因としては、敷設されて30年近くも経つケーブルが今夏の猛暑でオーバーヒートしたためという見方が有力で、その意味では、民営化前の公営事業の時代から長年にわたり適正な維持管理が怠られてきたことが原因であるとも言われている。

（3月6日付オーストラリアンほか）

北京事務所

中 国

國務院第1回全体会議において朱鎔基首相が演説（3月）

朱鎔基首相は本日午前、第1回の國務院全体会議を招集し、講話を行った。講話の中で朱首相は、國務院のメンバーは人民から付与された権限を大切にし、憲法に定められた職責を真剣に履行する。党と人民の大いなる信頼と歴史的負託に応えなければならないと述べた。また、今期政府の任期は世紀を跨ぐ5年であり、改革開放と経済建設の多くの分野が地固めの時期に入るとともに、社会経済生活において相当の厳しい問題を解決せねばならず、我々の職務は非常に重い。困難かつ障害も多いが同時に未来は明るく、希望に満ちている。この5年の業務を手堅く遂行する事により、国家の改革と発展は更に上の段階に進むことができる」と述べた。

その上で朱首相は、今期政府の政務成功の鍵はこの1年にある、いわば先手必勝であり、そのため以下の各項目に係る業務を確実に実施することを指示した。

第1：中央が決定した方針を確実に執行せよ。本年の経済成長率8%を確保し物価上昇率を3%に抑制する。人民元為替相場を安定させるとともに、国内需要を拡大させ、国内市場の潜在能力を十分に掘り起こす必要がある。そのためにインフラ整備への投資規模を拡大させるが、農林水利建設に重点的に投入するとともに、鉄道、道路、通信、環境保全等のインフラ及びハイテク産業への投資を増加し、企業の技術改良投資への比重を高めることとする。

第2：目の前にある好機を逃さず、経済体制改革を推し進める。特に国有企業改革、金融体制改革と政府機構改革を全面的に推進する。この三大改革は全局面に関係しており、中央政府はそれぞれ別々に3年間で目標を達成させ、期日どおりに完成させるよう提出している。これらの改革の実施に当たっては、実施する時期と段取りを把握、組織化し、その速度を社会が受け入れるように協調し、安定の中で前進を図るべきである。

第3：レイオフ労働者の基本的生活を保障し、再就職の道筋をつける。これは國務院の緊急かつ重要な課題の一つである。特に国有企業レイオフ労働者の基本的生活と再就職活動の

保障に集中して取り組まなければならない。あらゆる形での職業訓練を推し進め、レイオフ労働者の再就職能力を高める必要がある。

第4：政府機構改革は周到かつ確実に行わなければならぬ。国務院機構改革法案は怠らず実施しなければならず、動搖、変形、変化があつてはならない。職務能力を根本的に転換し、行政と企業を明確に分離させ、企業に与えるべき権利は思い切って手放すべきであり、官庁間の権限移転に終わらせてはならない。各部や委員会の内部組織、指導ポストと人員を削減し「三定」（機能・機構・定員を合理的に決定）作業を年末までに完成しなければならない。また、現在、各方面では人材を必要としており、幹部職員、特に国務院職員は良好な精神状態と積極的な闘志を保ち、精励し、清廉な政治を行つて欲しいと述べ、5項目の要求と3項目の約束を提出した。

5項目の要求

第1：自分が人民の公僕であることを常に銘記し、誠心誠意、人民に奉仕する。

第2：職責を全うし、勇気を持って真実を語る。

第3：職務に当たつては厳しく、人に疎まれたり、憎まれたりすることを恐れない。

第4：清廉潔白であるべきで、汚職は厳しく処罰する。

第5：学習に努め、職務に励む。

3項目の約束

第1：国内視察に当たつては、規模を小さく、随行員を減らすこと。接待・儀礼は簡略化し、会食・送迎を求めない。

第2：会議は簡にして要を得るべきであり、出席者を少なく、高級ホテルや景勝地では会議を開催しない。

第3：党中央、国務院が統一的に設定した活動を除き、国務院指導者は一般的に各省庁、各地方、各部門が開催する会議には出席せず、会見、写真撮影、テープカット、発売セレモニーやプレミアムショウ等の行事には出席しない。挨拶や祝電を送らず、題辞を揮毫せず、署名をしない。精力を重要な問題の研究及び処理に集中させること。

（人民日報3月25日）

CLAIR SUMMARY既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 1 号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30
第 2 号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 3 号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 4 号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 5 号	英国の地方財政 その未来 ~ロンドン大学T. トラバース教授 講演	1996/1/18
第 6 号	米国の移民問題	1996/2/15
第 7 号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 8 号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 9 号	プロポジション187~米国カリフォルニア州における不法移民問題~	1996/4/30
第 10 号	地方分権に関する法の概念~フランスにおける地方分権化の主眼と今	1996/7/31
第 11 号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第 12 号	国連会議「ハビダットⅡ」報告	1996/10/31
第 13 号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第 14 号	海外事務所だより(5)	1996/12/27
第 15 号	分野別・1996年米国政治行政の動向	1997/1/31
第 16 号	中・東欧諸国における変革の現状と将来~地引嘉博駐	1997/3/14
第 17 号	海外における行政の動き(96年12月号)	1997/3/14
第 18 号	クリントン民主党政権と共和党支配連邦議会のもとにおける連邦制度	1997/3/14
第 19 号	海外における行政の動き(97年3月号)	1997/6/27
第 20 号	ヴァイマル市の文化行政の特徴	1997/10/20
第 21 号	オーストラリア1996年国勢調査	1997/10/20
第 22 号	経済の国際化とアメリカ諸都市	1997/10/20
第 23 号	海外における行政の動き(97年6月号)	1997/11/10
第 24 号	オーストラリアにおける公務員数の動向	1997/12/19
第 25 号	オーストラリアの自治体の日本との国際交流の現況	1998/1/16
第 26 号	3国的地方自治体間の国際協力 ~NEWS PROJECT~	1998/2/27
第 27 号	ジンバブエ地方自治体訪問報告書	1998/3/20
第 28 号	分野別・1997年米国政治行政の動向	1998/6/30
第 29 号	海外における行政の動き(98年3月号)	1998/7/24

CLAIR SUMMARY各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい